

民主党 厚生労働部門会議 次第

1. 挨拶

2. 委員会報告

3. 平成25年度厚生労働省概算要求について

説明： 厚生労働省 辻 泰弘 副大臣
鈴木 俊彦 大臣官房会計課長
坂口 卓 大臣官房参事官（会計担当）、ほか

4. 平成25年度厚生労働省税制要望について

説明： 厚生労働省 辻 泰弘 副大臣
香取 照幸 政策統括官（社会保障担当）
武田 俊彦 社会保障担当参事官、ほか

※税制調査会主査（厚労部門） 岡本 充功 筆頭理事

5. その他

平成 25 年度 厚生労働省 主な税制改正要望(案)

※番号の前に*印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目

医療関係

■ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 〔法人税、所得税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて所要の対応を検討する。

<参考>平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔73 ページ〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

■ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

<参考>平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔75 ページ〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

■ **医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長** 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

■ **高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長** 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

* ■ **研究開発税制(総額型)の拡充** 〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の8~10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

＜経済産業省とりまとめ＞

＜参考＞ 医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日医療イノベーション会議決定)

Ⅲ 分野別戦略と推進方策

Ⅲ-1 革新的医薬品・医療機器の創出

Ⅲ-1-1 研究開発の推進と重点化

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。

4. 革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発に係る税制上の支援の推進

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。(平成24年度以降、研究開発投資の政府目標達成に向け、継続的に実施する。:厚生労働省、経済産業省)

■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした

たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21(第2次)」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

<参考>たばこに関する目標

- ・成人の喫煙率低下 (19.5% (H22) → 12% (H34年度))
- ・未成年の喫煙をなくす (0% (H34年度))
- ・妊娠中の喫煙をなくす (0% (H26年)) ※当該項目は「健康日本21(第2次)」のみの目標
- ・受動喫煙の防止
 - i. 行政機関 (16.9% (H20年) →0% (H34年度))
 - ii. 医療機関 (13.3% (H20→0% (H34年度))
 - iii. 職場 (64% (H23年) →受動喫煙の無い職場の実現 (H32年))
 - iv. 家庭 (10.7% (H22年) →3% (H34年度))
 - v. 飲食店 (50.1% (H22年) →15% (H34年度))

■ 医療に係る消費税の課税のあり方について

〔消費税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

<参考1> 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日)

消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

<参考2> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改定する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

介護・障害等

* ■ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限を2年間延長する。

<国土交通省とりまとめ>

子ども・子育て

* ■ 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

<内閣府とりまとめ>

■ 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

〔登録免許税〕

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

就労促進等

■ 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

■ パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税〕

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

■ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

■ 雇用促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる等の拡充を行う。

■ 「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置

〔所得税等〕

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

年金

■厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等〕

厚生年金基金制度等の見直しに伴い、必要に応じ税制上の所要の措置を講じる。

■年金課税の在り方の検討

〔所得税、個人住民税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

生活衛生関係

■生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

■交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

※交際費の損金不算入制度：交際費(一人当たり5,000円以下の一定の飲食費等は除外。

大法人、中小法人の区別なく適用)について、期末資本金1億円超の大法人の場合は損金扱いにならない。また期末資本金1億円以下の中小法人の場合は、定額控除限度額600万円までのうち、交際費支出の90%相当額までしか損金計上が認められていない。

なお、個人事業主はいずれの制限もない。

平成25年度 主な税制改正要望の概要(案)

平成24年8月
厚生労働省 

目 次

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療以外部分に係る
軽減措置の存続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 高度な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・・・ 3
- 研究開発税制（総額型）の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ・・ 5
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置・・・・・・・・ 9
- 配偶者控除の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- パートタイム労働政策推進のための税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・ 11
- 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充・・・・・・・・・・・・ 12
- 雇用促進税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 年金課税のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長・・ 17
- 交際費課税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。

現状

社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：() 内の%は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81%）を合算した税率

要望内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長する。

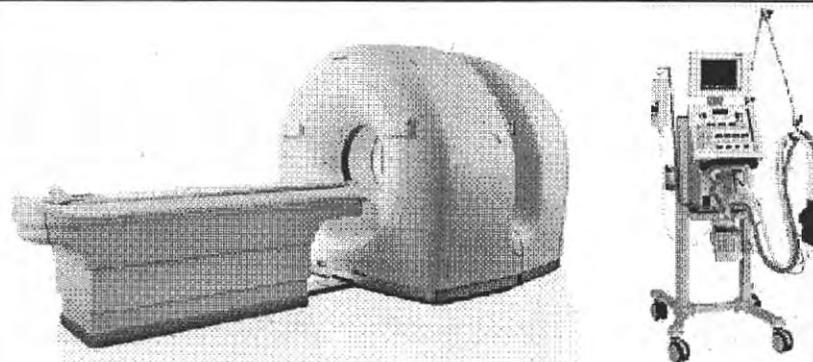
① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

(~平成27年3月31日)

② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。
(~平成27年3月31日)

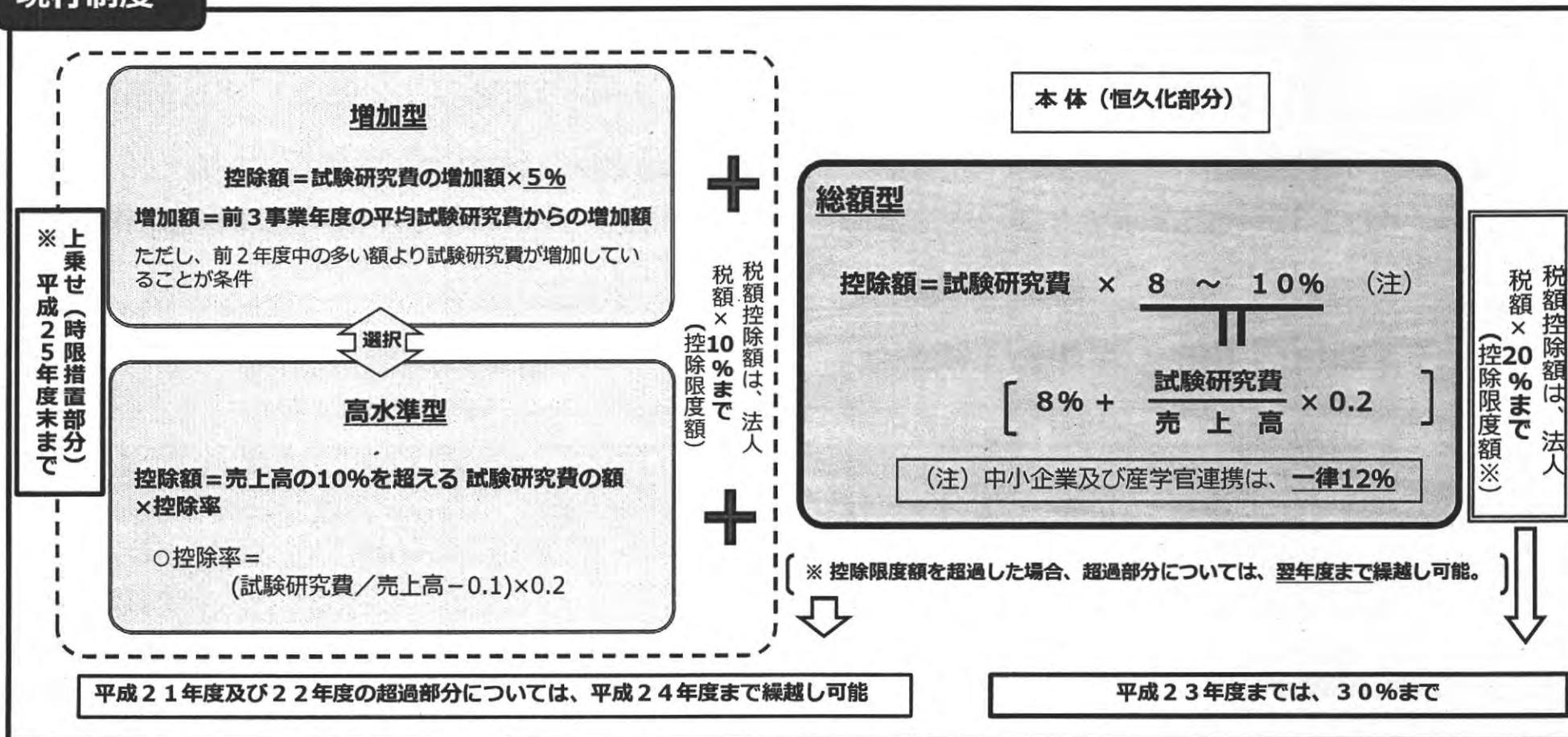


研究開発税制（総額型）の拡充（法人税・所得税）

要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制（総額型）について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

現行制度



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	8.4%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

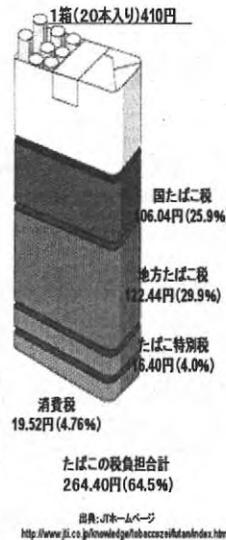
出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成22年国民健康・栄養調査

■ たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。
- (締約国数:175カ国(平成24年8月予定))

健康日本21(第2次)(運動期間:2013~)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21(第2次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す。
- 【たばこ対策】
 - i. 成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
 - ii. 未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
 - iii. 妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
 - iv. 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。平成24年6月8日閣議決定により見直し。
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第2次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。
※ iii は含まれず。

医療に係る消費税の課税のあり方の検討（消費税）

要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税 (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税)

要望の内容

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

	軽減措置	要件
所得税・法人税	5年間2.8割増償却 (耐用年数35年以上:4.0割増償却)	・床面積要件:25㎡/戸(専用部分のみ) ・戸数要件:10戸以上
固定資産税	5年間 税額を2/3軽減	・床面積要件:30㎡/戸(共用部分含む) ・戸数要件:5戸以上
不動産取得税	家屋 課税標準から1200万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる 土地面積相当分の価額等を軽減	・補助受給要件:国又は地方公共団体から サービス付き高齢者向け住宅に対する 建設費補助を受けていること

要望の内容

本特例の適用期限
(平成25年3月31日)
の2年間延長

施策の背景

高齢者の暮らしに適した良好な
住宅ストックの絶対的不足

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合(2003)

介護施設等		高齢者住宅		
介護保険3施設等 (3.5%)	1.5%	5.0%		日本
プライエム等 (1.3%)	7.4%	8.7%		デンマーク
ケアホーム (3.2%)	7.2%	10.4%		英国
ナーシング・ホーム等 (4.1%)	7.2%	6.5%		米国

政策の目標

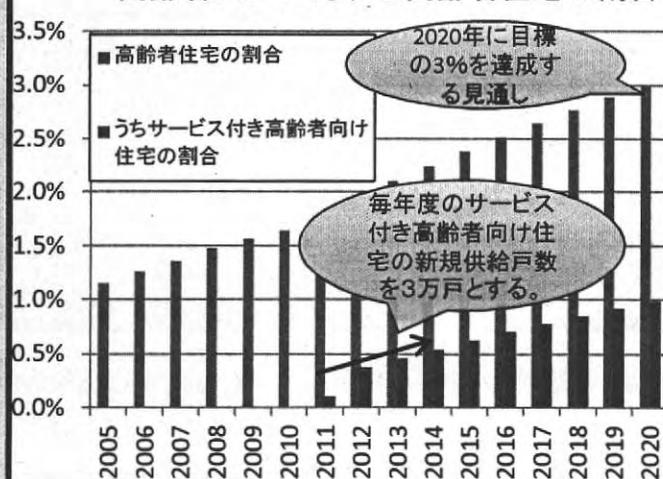
2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。(国交省成長戦略)

2014年までの目標

毎年度におけるサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数を3万戸とする。

高齢者人口に対する高齢者住宅の割合



サービス付き高齢者向け住宅制度

- 【登録基準】 (※有料老人ホームも登録可)
- 《ハード》
- ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》
- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- 《契約内容》
- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
 - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 - ・前払金に関して入居者保護が図られていること(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

(消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等)

要望内容

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

現状（要望の背景）

○平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

○3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。
衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。

要望の必要性

現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。

こうした問題に対処するために、子ども・子育て関連3法により幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、それに伴う税制上の所要の措置を講じることが必要である。

子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主・自由・公明各党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間合意）

◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

(登録免許税)

要望内容

近年の深刻な待機児童問題の解消に資するため、社会福祉法人以外の公益法人が設置する保育所について、社会福祉法人が設置する場合と同等の登録免許税非課税措置を要望するもの。

現状（要望の背景）

- 現行制度では、社会福祉法人が保育所を設置する際の登録免許税は非課税とされているが、学校法人等社会福祉法人以外の公益法人が保育所を設置する場合には非課税措置がない。
- 一方で、幼稚園については、公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団・財団法人）のいずれが設置する場合でも、登録免許税は非課税となっている。
- 近年の深刻な待機児童問題がある中、保育所の増設は喫緊の課題である。幼稚園制度との均衡を図り、かつ待機児童解消に資するため、社会福祉法人と同等の非課税措置を他の公益法人にたいして設けることを要望する。

関連指標

○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385

配偶者控除の見直し（所得税、個人住民税）

要望内容

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

要望の必要性

- 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）では、「配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。」とされている。
- 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）では「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。」とされている。
- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」とされている。これらを踏まえ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（所得税）

- ① 配偶者控除
居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、年間の給与収入が103万円以下の者を有する場合には38万円を控除する。
- ② 配偶者特別控除
収入の非課税限度額103万円を超えても（すなわち、独立した納税者となっても）、年間の給与収入が141万円までは、収入に応じて控除が適用されるようになっている。



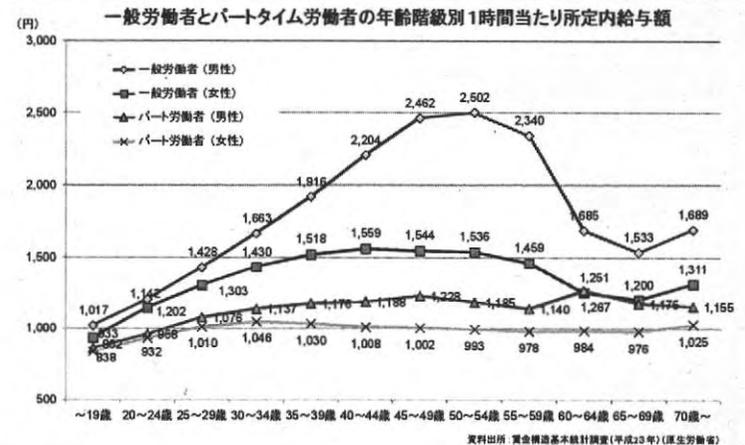
パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (所得税、法人税、法人住民税)

要望内容

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

人口減少社会を迎え、労働力供給が制約される日本では、日本経済を支える労働力として、パートタイム労働者の重要性が高まっている。パートタイム労働法の施行によりその雇用管理は一定程度改善されたものの、年齢や勤続年数にかかわらず、賃金はほとんど変わらないなど、正社員との間に依然として格差が生じている。このようなことから、パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進していく必要がある。



要望の必要性

上記のような現状の中でパートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。

なお、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）でも、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充 (所得税・法人税・法人住民税)

要望内容

障害者優先調達推進法を受けて、企業から障害者就労継続支援事業所等への発注を促進することにより、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、時限措置である発注促進税制について、5年間の延長を図るとともに、障害者の「働く場」に障害者雇用促進法の在宅就業障害者等を加える。

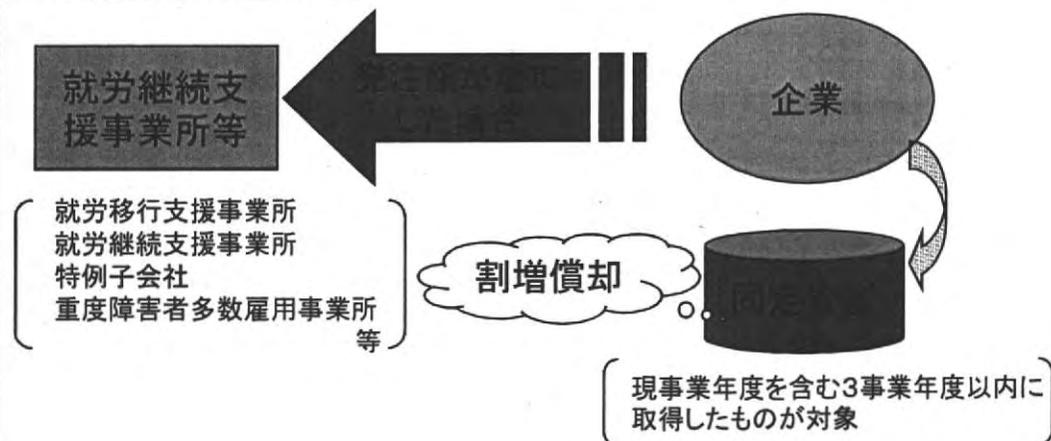
現行制度

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置
 - ・ 企業(法人) : 平成20年4月1日～平成25年 3月31日
 - ・ 個人事業主 : 平成21年1月1日～平成25年12月31日

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額}(\ast)$$

〔※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 普通償却限度額(①) | = 1,000万円 × 10% = 100万円 |
| 発注増加額(②) | = 20万円 |
| (合計)償却限度額(①+②) | = 120万円 |
- 〔例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。〕

雇用促進税制の拡充（所得税・法人税・法人住民税）

要望内容

厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高年齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。

ア 現行では当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を40万円に引き上げる。

イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。

現行制度

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人あたり20万円の税額控除が受けられる制度。

（受付件数）

平成23年度中に雇用促進計画を受け付けた件数は、30,049件、209,540人の雇用者の増加が予定されている。

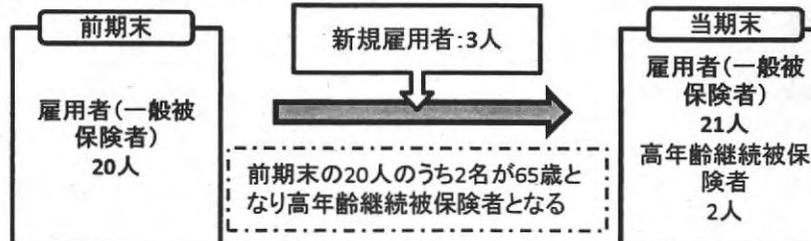
要望の必要性

ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。

このため、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する必要がある。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。

イ 「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化する必要がある。その中で、高年齢者雇用対策等が喫緊の課題となっている。本税制の拡充により、雇用拡大及び65歳以上の高年齢者の雇用維持を図る企業を支援することによって、65歳以上の高年齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高年齢者の生活の安定を図る必要がある。

現行制度の問題点(イについて)



この場合、適用年度中に雇用者を3名雇ったが、前期末の一般被保険者のうち、2名が高年齢継続被保険者となったため、雇用者増加数は1名となり、雇用者増加割合は $(21-20)/20=5\%$ となるので、税制の適用対象外となる。

「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置（所得税等）

要望内容

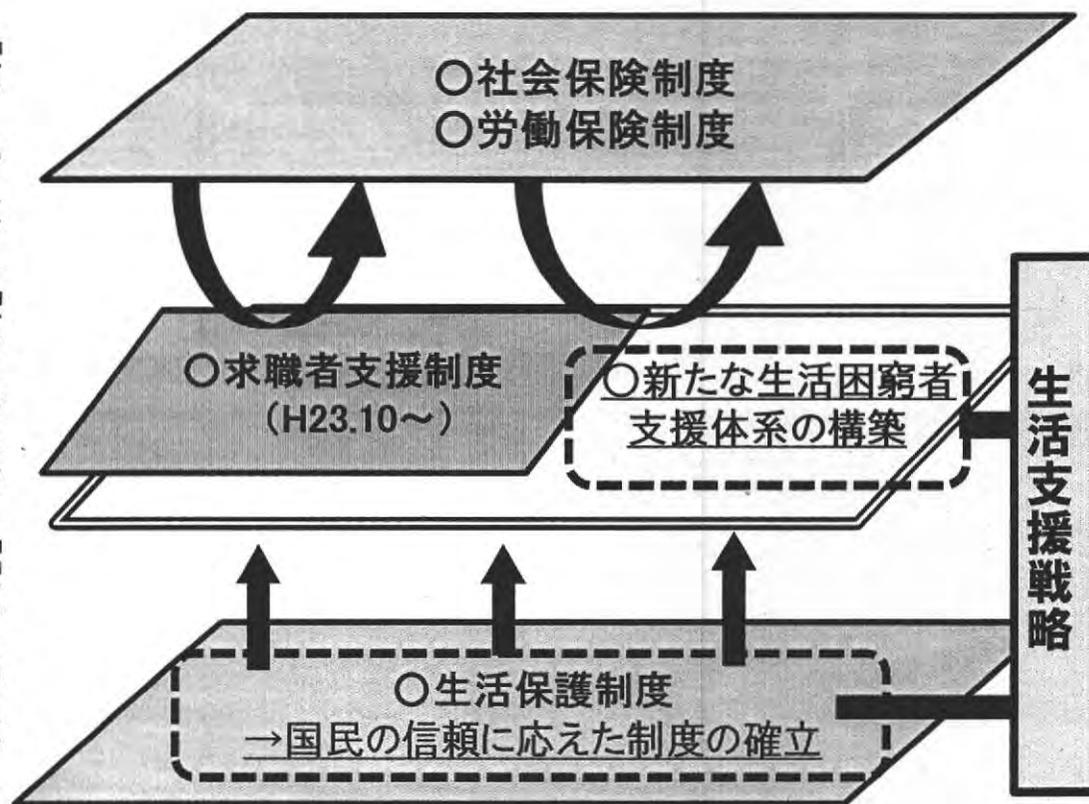
社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

「社会保障・税一体改革大綱」〈抄〉

6. 貧困・格差対策の強化
（重層的セーフティネットの構築）
- (3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し
- 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）を策定する。（平成24年秋目途）
 - i 生活困窮者対策の推進
 - 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。
 - a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。
 - b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。
 - ii 生活保護制度の見直し
 - 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

【第1のネット】【第2のネット】【第3のネット】



要望内容

代行制度を支える枠組みの変化や深刻化する代行割れ問題に対処するため、厚生年金基金制度等の見直しを行い、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

●現在の厚生年金基金制度の課題

昨今の経済金融環境の変化や母体企業（多くは中小企業）の経営悪化等により代行割れ問題をはじめとする厚生年金基金の財政運営を巡る課題が顕在化



「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」（平成24年7月6日）

①資産運用、②財政運営、③制度の在り方について検討を行い、一定のとりまとめ。



報告書を踏まえ、厚生労働省としての案を作成し、秋以降さらに検討を行い次期通常国会に改正法案を提出予定→必要に応じ税制上の所要の措置を講ずる。

要望の必要性

現在の厚生年金基金制度に生じている課題に対処するため、厚生年金基金制度等の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。

年金課税のあり方の検討（所得税、住民税）

要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

現状（要望の背景）

● 社会保障・税一体改革大綱 （平成24年2月17日閣議決定）

年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

● 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（抄）第7条第2号八

年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長する。

延長を要望する現行制度

生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、我が国経済及び地域社会において大きな役割を果たしている一方で、経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多い。

こうした事業者の設備投資に係る負担を軽減し、ひいては経営基盤の強化を図るため、対象設備を政策効果の高い右記の**共同利用施設に重点化した上で取得価額の6%※の特別償却制度を維持する必要がある。**

<対象外となる共同利用施設>

- ・ 共同冷凍庫
- ・ 共同特殊品処理工場
- ・ 共同特殊品保管庫
- ・ 共同スポーツ施設
- ・ 移動研修車
- ・ 共同調理炊飯施設
- ・ 共同駐車場



政策効果の
低い分野は
対象外

『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書』

に基づき、政策効果の高い

- (1) 少子高齢化、買い物弱者対策に資する設備
 - (2) 環境・エコ・清潔・快適に資する設備
 - (3) 震災復興・節電に資する設備
 - (4) 安全・安心の確保に資する設備
- の重点4分野に対象設備を重点化。

<主な対象設備>

- (1) 少子高齢化、買い物弱者対策に資する設備
 - ・ 共同研修施設、共同保育施設
 - ・ 移動理美容バス、移動販売(屋台)バス
- (2) 環境・エコ・清潔・快適に資する設備
 - ・ 共同購入資材配送車両
- (3) 震災復興・節電に資する設備
 - ・ 被災地における共同工場、共同営業施設
 - ・ 節電に資する共同蓄電設備
- (4) 安全・安心の確保に資する設備
 - ・ 組合会館の老朽化に伴う建て替え
 - ・ 耐震化に資する設備

※対象設備については、経済・社会の構造変化に合わせ見直しを図る

※平成23年度税制改正において8%から6%に縮減

交際費課税の見直し（法人税・法人住民税・事業税）

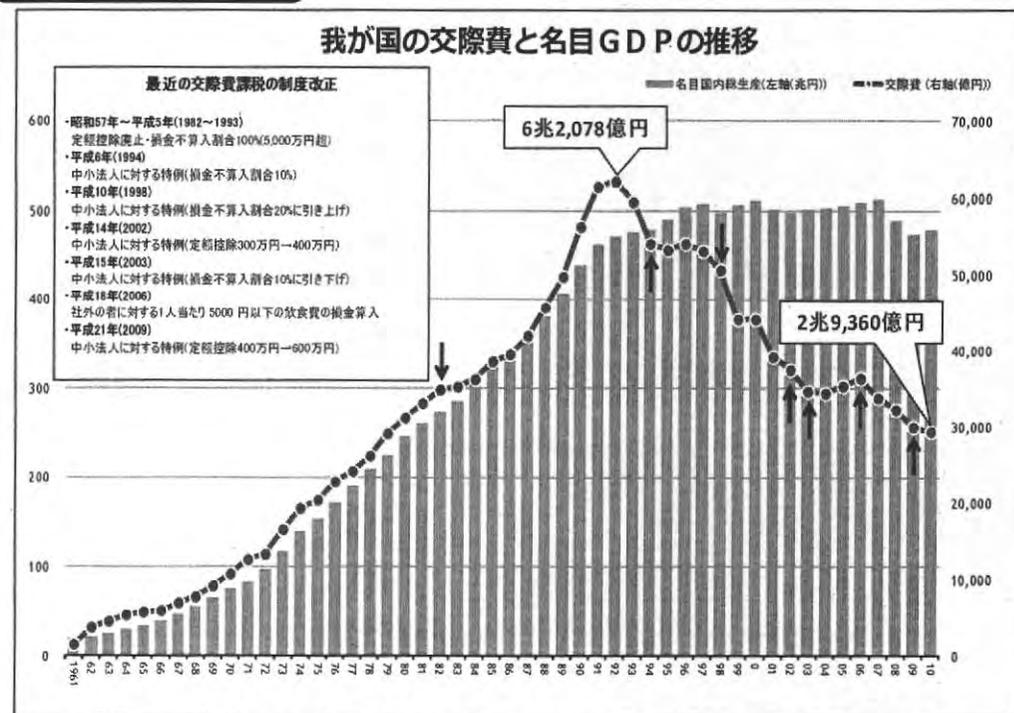
要望内容

法人の支出した交際費は原則損金不算入とされているが、交際費を損金として認めることにより、企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化を図ることが期待される。このため、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、平成25年度税制改正で所要の見直しを行う。

現行制度

企業規模	会議費・福利厚生費等	1人当たり5,000円以下の飲食費	損金算入できる交際費の上限	計上方法
個人企業	損金算入	損金算入	上限なし	交際費の100%損金計上できる
中小法人 (資本金1億円以下)			600万円	交際費の90%まで損金計上できる
大法人 (資本金1億円超)			—	損金計上できない

要望の背景



(出典) 国税庁「会社課税調査結果」、内閣府「国民経済計算確報」

平成 25 年度 税制改正要望事項 (案)

平成 24 年 8 月



厚生労働省

目 次

<医療関係>	1
<保険関係>	5
<介護・障害等>	5
<子ども・子育て>	6
<就労促進等>	7
<年金>	8
<生活衛生関係>	9
<その他（独立行政法人関係など）>	10

※番号の前に*印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目

医療関係

① 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔法人税、所得税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて所要の対応を検討する。

<参考>平成24年度税制改正大綱より抜粋〔73ページ〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点も踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとします。

② 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

③ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

<参考>平成24年度税制改正大綱より抜粋〔75ページ〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。

④ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

⑤ 社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

社会医療法人の認定が取り消された場合に、取消日以前の所得(法人税法上の収益事業によるものを除く)はその会計年度に一括して益金又は損金に算入することとなっているが、社会医療法人の経営の安定性を確保する観点から、過年度分の所得には課税しない措置に改める。

⑥ 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設

〔所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税〕

救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い社会医療法人に対する寄附金について、寄附者に対する優遇措置を新たに講じる。

⑦ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

⑧ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

* ⑨ グリーン投資減税の見直し

〔所得税、法人税〕

病院等が、高効率な省エネ・低炭素設備等(太陽光発電設備や高断熱窓設備など)に投資をした場合に特別償却又は税額控除を可能とするグリーン投資減税について、エネルギー基本計画の見直しに伴い、所要の見直しを行う。〈経済産業省とりまとめ〉

* ⑩ 研究開発税制(総額型)の拡充

[所得税、法人税]

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の8～10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

<経済産業省とりまとめ>

<参考> 医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日医療イノベーション会議決定)抜粋

Ⅲ 分野別戦略と推進方策 Ⅲ-1 革新的医薬品・医療機器の創出

Ⅲ-1-1 研究開発の推進と重点化

○ 長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。

4. 革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発に係る税制上の支援の推進

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。(平成24年度以降、研究開発投資の政府目標達成に向け、継続的に実施する。:厚生労働省、経済産業省)

⑪ 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、法人住民税、登録免許税等]

厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会における議論等を踏まえ、薬事法など所要の法整備が行われる場合に、所要の措置を講じる。

⑫ 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税等]

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論等を踏まえ、予防接種法など所要の法整備が行われる場合に、税制上の所要の措置を講じる。

⑬ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設

[所得税、消費税等]

平成24年5月に公布した新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向け、特定接種に係る健康被害救済給付や医療関係者に対する損害補償に対し、税制上の所要の措置を講じる。

⑭ 難病患者等への税制優遇措置

[所得税、相続税、個人住民税等]

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、税制上の所要の措置を講ずる。

⑮ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ 〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21(第2次)」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

<参考>たばこに関する目標

- ・成人の喫煙率低下 (19.5% (H22) → 12% (H34年度))
- ・未成年の喫煙をなくす (0% (H34年度))
- ・妊娠中の喫煙をなくす (0% (H26年)) ※当該項目は「健康日本21(第2次)」のみの目標

- ・受動喫煙の防止
 - i. 行政機関 (16.9% (H20年) → 0% (H34年度))
 - ii. 医療機関 (13.3% (H20) → 0% (H34年度))
 - iii. 職場 (64% (H23年) → 受動喫煙の無い職場の実現 (H32年))
 - iv. 家庭 (10.7% (H22年) → 3% (H34年度))
 - v. 飲食店 (50.1% (H22年) → 15% (H34年度))

⑯ 医療に係る消費税の課税のあり方について 〔消費税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

<参考1> 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日)

消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

<参考2> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を 開催する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとする。また、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

保険関係

① 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

〔国民健康保険税〕

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間に限って、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

※特定世帯：二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯。

② 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しの検討

〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを検討する。

※住民税の非課税基準が見直された場合に実施。

③ 病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長

〔印紙税・国民健康保険税〕

病床転換助成事業に係る印紙税の非課税措置及び国民健康保険税に病床転換支援金を含める措置を5年間延長する。

介護・障害等

*① サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。〈国土交通省とりまとめ〉

② 障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税等〕

平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障害者の範囲への難病等の追加、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等がなされたことに伴い、所要の措置を講ずる。

③ 特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し

〔贈与税、相続税〕

特別障害者扶養信託制度について、「親亡き後」を見据え、障害が重度である特別障害者のみ非課税対象とする現行の取扱いを見直し、一般障害者も非課税対象とする措置等を講じる。

※特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者を受益者として、金銭等を信託銀行等に預託した場合に、6,000万円を限度に贈与税を非課税にできる制度

④ 新たなサービス導入に伴う税制上の所要の措置

〔事業税〕

改正介護保険法により新たに導入された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」について、既存の医療系介護サービスと同様の非課税措置を講じる。

子ども・子育て

* ① 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

<内閣府とりまとめ>

② 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

〔登録免許税〕

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

③ 高等技能訓練促進費に係る非課税措置等の創設

〔所得税、個人住民税〕

母子家庭の母等が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費を非課税とする等の措置を講ずる。

④ 子育て支援に係る税制上の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

平成24年3月15日の3党合意を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

<参考>児童手当法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

就労促進等

① 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

② パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税〕

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

③ 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

〔所得税、個人住民税、事業所税〕

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対する職業転換給付金への課税の特例措置を延長する。

④ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

⑤ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔不動産取得税、固定資産税〕

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

⑥ 「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置 [不動産取得税、固定資産税、事業所税]

心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の減額措置と固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置について、新たな助成金の創設に伴い、その適用要件の見直しを行う。

⑦ 雇用促進税制の拡充 [所得税、法人税、法人住民税]

厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10% (中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる等の拡充を行う。

⑧ グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設 [法人税、法人住民税]

国内の安定雇用の維持・創出を図るため、海外に事業展開している日本企業が、海外での利益を国内に還元して国内の設備投資を行い、国内の雇用を維持・創出する場合に、その整備した設備について、割増償却を認める。

⑨ 「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置 [所得税等]

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

年金

① 厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等]

厚生年金基金制度等の見直しに伴い、必要に応じ税制上の所要の措置を講じる。

② 年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税]

遺族年金の支給対象を父子家庭に拡大することに伴い、少額利子所得の非課税措置範囲の拡大を求める。また、被用者年金一元化に伴い、共済年金が厚生年金に変わる事等による所要の措置など、その他所要の措置を求める。

③ 年金課税の在り方の検討

〔所得税、個人住民税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

生活衛生関係

① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

* ② 商業・サービス中小企業活性化税制の創設

〔所得税、法人税、法人住民税〕

消費税の引き上げに備えて、生活衛生関係営業など経営の厳しい中小卸・小売・サービス業が、店舗の魅力向上に資する設備(カウンターや冷暖房設備など)や収益力を改善するための設備(POSシステムや看板など)を導入した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置を設ける。

<経済産業省(中小企業庁)とりまとめ>

③ 交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

※交際費の損金不算入制度：交際費(一人当たり5,000円以下の一定の飲食費等は除外。

大法人、中小法人の区別なく適用)について、期末資本金1億円超の大法人の場合は損金扱いにならない。また期末資本金1億円以下の中小法人の場合は、定額控除限度額600万円までのうち、交際費支出の90%相当額までしか損金計上が認められていない。

なお、個人事業主はいずれの制限もない。

その他（独立行政法人関係など）

① 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税、法人住民税、事業税等〕
「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等に基づき、組織の在り方を見直す場合に、所要の措置を講ずる。

- (1) 国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合
- (2) 労働安全衛生総合研究所と労働政策研究・研修機構の統合
- (3) 勤労者退職金共済機構の新法人移行
- (4) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の新法人移行（名称変更）
- (5) 福祉医療機構の新法人移行（名称変更）
- (6) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の新法人移行（名称変更）
- (7) 労働者健康福祉機構の新法人移行
- (8) 国立病院機構の新法人移行
- (9) 医薬品医療機器総合機構の新法人移行
- (10) 年金・健康保険福祉施設整理機構（地域医療機能推進機構）の新法人移行
- (11) 年金積立金管理運用独立行政法人の新法人移行
- (12) 国立高度専門医療研究センターの新法人移行

② 自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引上げ

〔法人税、法人住民税〕

今後予見される大規模災害時の共済金の円滑な支払いに備えるため、消費生活協同組合が実施する自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とするとともに、同法第57条の5第7項に定める洗替保証限度額率について、「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。

③ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続

〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦没者の妻や父母に対する特別給付金について、所要の法整備が行われ、平成25年度以降も継続して支給されることになった場合には、戦没者等の妻と戦没者の父母等の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

④ 社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえた税制上の所要の措置

社会保障制度改革国民会議等での議論を踏まえ、制度改革を行う場合には、税制上の所要の措置を講じる。

平成25年度概算要求の調整状況

(主な要求の内容)

○すべての人々のための社会・生活基盤の構築

- 第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備
- 第2 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保
- 第3 「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現
- 第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保
- 第5 信頼できる年金制度の構築

○どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現

- 第1 安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供
- 第2 健康で安全な生活の確保
- 第3 障害者支援の総合的な推進

○施策横断的な課題への対応

- 第1 社会保障に対する国民の理解の推進
- 第2 国際問題への対応
- 第3 科学技術の振興

【東日本大震災からの復興に向けた施策】

○地域における暮らしの再生

- 《被災者・被災施設の支援》
- 《雇用の確保など》
- 《被災地域の臨床研究などの支援》

○原子力災害からの復興

○今後の災害への備え

平成25年度概算要求の調整状況

(主な要求の内容)

すべての人々のための社会・生活基盤の構築

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

1 待機児童解消などに向けた取組

(1) 待機児童解消策の推進

・保育所などの受入児童数の拡大、保護者や地域の実情に応じた多様な保育(家庭的保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育など)の充実

(2) 放課後児童対策の充実

・放課後児童クラブの実施箇所数の増

(3) 地域子ども・子育て支援基盤の再生【重点要求】(別紙)

(4) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援

2 児童手当

・児童手当の支給に必要な額の確保

3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実など

(1) 児童虐待防止対策の推進など

・児童相談所の専門性の確保・向上、相談機能の強化や未成年後見制度の普及促進など

(2) 社会的養護の充実

・児童養護施設などの家庭的養護への転換を図るため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの整備を重点的に支援

・里親・ファミリーホームへの委託の推進

・被虐待児童などへの支援の充実(母子生活支援施設の特別生活指導費加算や保育士配置の充実など)

・要保護児童の自立支援の充実(大学入学時の支度費の支給など)

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止

・婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組の推進

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援の推進

- ・父子家庭を含め、就業支援など総合的な自立支援施策の推進

(2) 自立を促進するための経済的支援

- ・児童扶養手当や母子寡婦福祉貸付金による経済的支援

(3) 女性の就業希望の実現（後出・P 2 / 第 2-1-(2)）

5 母子保健医療対策の推進

(1) 不妊治療などへの支援

- ・不妊治療に関する経済的負担の軽減や不育症の相談体制の充実、離島に居住する妊婦の健康診査受診のための交通費支援

(2) 小児の慢性疾患などへの支援

- ・小児慢性特定疾患治療研究事業について、難病対策の検討状況を見つつ検討 など

6 仕事と育児の両立支援策の推進（後出・P 2 / 第 2-1-(3)）

第2 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

1 女性の活躍促進による経済活性化（働く「なでしこ」大作戦の推進）

(1) 男女雇用機会均等対策の推進

- ・「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の本格実施による企業に対するポジティブ・アクションの直接的働きかけ
- ・女性の活躍状況の「見える化」の促進（専用ポータルサイトでの開示等）
- ・企業の労使で男女の均等度合いを把握し、ポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（格差の見える化）
- ・メンターやロールモデルの確保・育成のためのネットワークづくりの支援

(2) 女性の就業希望の実現

- ・マザーズハローワークの実施拠点の拡充など

(3) 仕事と育児の両立支援策の推進

- ・育児・介護休業法の周知徹底、期間雇用者の育児休業取得などに関する好事例の収集・普及や両立支援に取り組む事業主への助成、イクメンプロジェクトの拡充などによる男性の育児休業の取得促進
- ・事業所内保育施設に関する助成の内容や支給要件などの抜本的な見直し

(4) 仕事と介護の両立支援策の推進

- ・企業向けの両立支援対応策モデルの構築とその周知など

2 「全員参加型社会」の実現

(1) 若者の安定雇用の確保（「若者雇用戦略」の推進）

- ・大学内等へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化などによる新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- ・中小企業が「若者応援企業」宣言を行う仕組みなど若者と中小企業とのマッチングの強化
- ・ニートなどの若者の職業的自立支援の強化（地域若者サポートステーションの拡充など）

(2) 障害者の就労促進

- ・障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化
（障害者の特性に応じたハローワークでの就労支援体制の充実など）
- ・障害者の職業能力開発支援の充実

(3) 高齢者の就労促進（「生涯現役社会」の実現）

- ・年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援の充実や、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動の実施など

(4) 治療と職業生活の両立支援

- ・疾病を抱える労働者に対する就労継続支援（企業や医療機関向けの手引の作成など）
- ・長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者に対する就職支援
（専門の就職支援ナビゲーターのハローワークへのモデル的な配置など）

3 成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進

(1) 成長分野などでの雇用創出の推進

- ・都道府県の産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化（地域雇用創造総合プログラム）【重点要求】（別紙）
- ・成長分野における積極的な雇用創出・人材育成・就職支援
（日本の「雇用をつくる」人材（グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業を支える人材など）の人材像の明確化、確保・育成手法の開発など）
- ・介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化

(2) 成長分野・ものづくり分野での人材育成の推進

- ・民間教育機関の活用による、介護や情報通信、環境・エネルギー分野などの成長分野の実践的な職業訓練の推進など

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

- ・事業主が行うグローバル人材や成長分野の人材育成などの政策課題に沿った訓練に対して重点的に助成

4 重層的なセーフティネットの構築

- (1) 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化
 - ・生活保護受給者等就職実現プロジェクト（仮称）の創設
- (2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援
 - ※ 雇用保険制度（1/4）と求職者支援制度（1/2）の国庫負担金の本則復帰に係る経費については、予算編成過程で検討

5 震災復興のための雇用対策

- (1) 震災等緊急雇用対応事業の拡充
 - ・震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長
- (2) 福島避難者帰還就職支援総合プロジェクトの実施
 - ・避難解除区域への帰還者の雇用促進のための就職活動支援セミナーなど

第3 「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現

1 非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善（「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて）

- (1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト（仮称）の推進
 - ・「望ましい働き方ビジョン」などを踏まえ、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを総合的に支援。具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドライン策定、事業主の取組を促進する包括的な助成措置の創設、ハローワークによる指導援助体制の抜本的な強化など
- (2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
 - ・パートタイム労働法制の整備、制度の周知
 - ・パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金による支援
 - ・職務分析・職務評価の導入支援、雇用管理改善のモデル事業の実施 など
- (3) 改正労働契約法（有期労働契約に関する新たなルール）等の円滑かつ着実な施行
 - ・無期転換の好事例収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及など
- (4) 今後の労働者派遣制度の在り方についての検討
- (5) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底（後出・P5/第3-4-(1)）
- (6) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給などを通じた就職支援（再掲・P4）

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し
 - ・年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及など
- (2) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進
 - ・医療労働に関する専門的な相談体制の拡充など
- (3) バス・トラック・タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制
 - ・国土交通省と連携し、運輸事業の新規参入者に対する講習の実施など
- (4) 適正な労働条件化でのテレワークの推進、良好な在宅従業環境の確保など
 - ・「在宅勤務ガイドライン」の周知など
- (5) 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲・P 2/第 2-1-(3)）
- (6) 仕事と介護の両立支援策の推進（再掲・P 2/第 2-1-(4)）
- (7) 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援（再掲・P 3/第 2-2-(4)）

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

- (1) 業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進
 - ・事業者に対するコンサルティングの実施など
- (2) 復興工事に従事する労働者の安全確保（後出・P 6/第 3-5-(1)）
- (3) 原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導（後出・P 6/第 3-5-(2)）
- (4) 石綿ばく露防止対策の推進
 - ・建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底など
- (5) 職場での化学物質対策の強化
 - ・職場で利用されている化学物質の発がん性に重点を置いた有害性評価の集中的実施
- (6) 職場でのメンタルヘルス対策の推進
 - ・小規模事業場などに対する面接指導、職場復帰支援のモデルプログラムの策定など
- (7) 職場での受動喫煙防止対策の推進
 - ・中小企業事業主に対する喫煙室設置に係る財政的支援の拡充

4 良質な労働環境の確保

- (1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底
- (2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備
 - ・総合労働相談コーナーの体制の強化
- (3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

- ・職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知広報など

5 震災復興のための労働対策

(1) 復興工事に従事する労働者の安全確保

- ・職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修の支援

(2) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導

- ・除染、復旧・復興作業などを行う中小零細企業に対する適切な放射線管理の実施についての指導

第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

1 生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却、「貧困の連鎖」の防止

(1) 生活困窮者支援体系の確立【重点要求】(別紙)

(2) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

- ・秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、生活保護受給者の状況に応じた自立の助長を一層図るとともに、給付の適正化などを徹底する観点から生活保護制度の見直しを実施(生活保護基準の検証・見直しの具体的内容は予算編成過程で検討)。
- ・生活保護受給者への居住支援(民間団体などを活用した社会福祉士などによる見守りや、居住支援の一環としての代理納付の積極的な推進)
- ・子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)
(生活保護世帯などの親子への養育相談・学習支援や就労体験機会の提供など)

2 自殺・うつ病対策の推進

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(後出・P15/第3-2-(1))

(2) 認知行動療法の普及の推進(後出・P15/第3-2-(4))

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

- ・「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施、関係機関のネットワーク化など

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

- ・一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどに対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修など

3 災害救助法による災害救助など

(1) 災害救助法による災害救助

(2) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業の継続実施

(3) 福祉避難所の設置促進

- ・市町村で円滑に福祉避難所の指定や運営が行われるよう、設置計画の作成のための協議会の開催などについて、短期間に重点的に財政支援

4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

- ・戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続
- ・戦没者慰霊事業などの推進
- ・中国残留邦人等の援護など

第5 信頼できる年金制度の構築

1 年金給付費国庫負担金

- ・消費税引上げ分を償還財源とするつなぎ公債（年金特例公債）の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持

2 年金記録問題への取組

- (1) 紙台帳とコンピュータ記録との突き合わせの促進
- (2) ねんきんネットを活用した年金記録の確認・記録問題の再発防止 など

3 厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化

4 日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営

- ・将来の無年金・低年金者の発生を防止するための後納制度の円滑な実施、サービスの質の更なる向上や相談体制の拡充など

※ 過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充当の解消については、予算編成過程で検討

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられ

る社会の実現

第1 安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供

1 医療イノベーションの推進など

- (1) 医療イノベーション5か年戦略の着実な推進【特別重点要求】(別紙)
- (2) 早期・探索的臨床試験拠点の整備
 - ・ヒトに初めて新規薬物を投与したり、医療機器を使用する臨床試験などの実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点に対する人材確保、診断機器などの整備
- (3) 先進医療評価の迅速化・効率化
 - ・一定の要件を満たす医療機関が医療上必要性の高い抗がん剤に関する先進医療を実施する場合の安全性・有効性について、外部機関による実施計画書の評価体制を整備
- (4) 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備
 - ・日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を実施する体制を整備
- (5) 後発医薬品の使用促進
 - ・都道府県が設置している協議会に加え、市区町村若しくは保健所単位レベルで協議会を設置し、地域住民への働きかけなど地域の実情に応じた取組を強化など
- (6) 被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援

2 医療提供体制の機能強化

- (1) 地域医療の強化のための緊急対策【特別重点要求】(別紙)
- (2) 地域医療確保対策
 - ・地域医療支援センターの整備の拡充
 - ・専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた体制整備
 - ・医療計画の評価などの支援(医療計画の数値目標や施策の進捗状況の評価・改善するための指標の検討や公表するソフトの開発など)
 - ・チーム医療の推進
 - (複数の医療関係職種のコラボ研修の実施や、看護師特定能力認証制度の構築に向けた業務の安全性や効果の検証、看護補助者の活用のための看護管理者への研修の実施など)
 - ・看護職員の確保対策の推進
 - (看護師等養成所の運営、病院内保育所の運営や新人看護職員研修の実施)
 - ・歯科口腔保健の推進
 - (口腔保健支援センターの設置、医科・歯科連携の先進的な取組の実証など)
 - ・医療情報連携・保全基盤の整備
- (3) 在宅医療の推進
 - ・在宅チーム医療を担う人材の育成
 - ・病状急変時における対応などを強化した在宅医療連携体制の推進
 - ・災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進

- ・小児在宅医療患者の相談支援体制の整備
- ・薬物療法の提供体制を強化した在宅医療連携体制の推進

(4) 救急・周産期医療などの体制整備

- ・救急医療体制の充実
(重篤な救急患者を24時間態勢で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援)
- ・救急勤務医の離職防止・確保対策
(医療機関で実施されている先駆的な処遇改善方策に対する支援と全国への周知)
- ・周産期医療体制の充実
(総合周産期母子医療センターやNICU、MFICUなどへの財政支援)
- ・へき地保健医療対策の推進
(無医地区などで巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営などへの財政支援)

(5) 災害医療体制の強化

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制の強化(西日本への拠点の設置)

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

(1) 各医療保険制度に係る医療費国庫負担

- ・「社会保障・税一体改革大綱」などに基づき、医療保険制度改革に取り組む。その中で高齢者医療支援金の総報酬に応じた負担と併せて、協会けんぽの平成25年度以降の国庫補助についても、予算編成過程で検討

(2) 高額療養費制度の見直し

- ・高額療養費制度の見直しについては、「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、引き続き予算編成過程で検討

(3) 高齢者医療制度の負担軽減措置

- ・現在の高齢者医療制度の負担軽減措置(70歳以上75歳未満の患者負担等)の取扱いについては、予算編成過程で検討

(4) 特定健診などの推進

- ・特定健診などの効果の検証に取り組むとともに、引き続き医療保険者に対する特定健診などの費用を助成

(5) 警戒区域などにおける医療保険制度の特別措置

4 安心で質の高い介護サービスの確保

(1) 認知症施策の着実な実施【特別重点要求】(別紙)

(2) 持続可能な介護保険制度の運営

- ・地域包括ケアシステムの実現に向け、各保険者が作成した「第5期介護保険事業計

画」に基づく介護サービスの実施など

(3) 地域での介護基盤の整備

・地域での介護サービスを充実させるための整備など

(4) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援

・福祉用具や介護ロボットなどの実用化を支援するための開発実証研究の環境整備の推進など

(5) 介護職員の確保のための支援

・介護サービス事業者が介護職員を確保するための支援など

(6) 適切なサービス提供に向けた取組の支援

・介護支援専門員の資質向上など適切なサービス提供を図るための支援

(7) 介護施設・事業所などの災害復旧に対する支援

(8) 介護などのサポート拠点に対する支援の継続

・被災3県の応急仮設住宅に入居された高齢者などの日常生活を支えるための総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を支援

(9) 警戒区域などにおける介護保険制度の特別措置

5 福祉・介護人材の確保対策の推進

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

(2) 介護職員の確保のための支援（再掲・P10/第1-4-(5)）

(3) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化（再掲・P3/第2-3-(1)）

(4) 成長分野での離職者訓練の推進（再掲・P3/第2-3-(2)）

(5) 業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進（再掲・P5/第3-3-(1)）

第2 健康で安全な生活の確保

1 新型インフルエンザなどの感染症対策

(1) 新型インフルエンザ対策の強化

・厚生労働大臣の登録を受ける社会機能維持者などが従事する事業者を管理するための基盤整備など

(2) 予防接種の推進

・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの定期接種化などを内容とする予防接種法の改正について検討 など

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進

・HTLV-1 への感染対策と、ATL や HAM に関する研究の総合的推進

2 がん対策

(1) がんに対する質の高い医療提供体制の構築【特別重点要求】(別紙)

(2) 禁煙対策の強化

- ・がん診療連携拠点病院に「たばこ相談員」を配置し、禁煙に関する電話相談や医療機関に関する情報提供を実施

(3) 小児がん対策の推進

- ・小児がん拠点病院を統括し、小児がん対策の中核的な機能を担う小児がんセンター(仮称)の整備など

(4) がん治療薬創薬研究の推進

3 肝炎対策

(1) 早期発見・早期治療の促進のための環境整備

- ・肝炎患者への医療費の助成、肝炎ウイルス検査の受検促進

(2) 肝炎治療研究などの強化

- ・肝炎研究の中核施設による先進的な臨床研究を行うことのできる体制の整備など

(3) 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進

(4) 肝炎患者の就労に関する相談支援体制の強化

- ・肝疾患診療連携拠点病院などで「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うため、相談支援体制や就労支援機関などとの連携の強化

4 難病などの各種疾病対策、移植対策、健康増進対策

(1) 難病対策

- ・難病患者の生活支援などの推進

※ 「社会保障・税一体改革大綱」などを踏まえ、引き続き、予算編成過程で検討

- ・難病に関する調査・研究などの推進

(2) 各種疾病対策

- ・エイズ対策の推進

(利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者や当該対象者が多い地域の重点化など、HIV検査・相談の効率的・効果的な推進)

- ・リウマチ・アレルギー対策の推進(治療法などの研究推進、医療従事者の資質向上)

- ・腎疾患対策の推進(慢性腎臓病に関する診断・治療法の研究開発など)

(3) 移植対策

- ・造血幹細胞移植対策の推進

(ドナーと患者の移植後の健康状況の把握、分析のための取組の支援など)

- ・臓器移植対策の推進(臓器移植のあっせん業務に従事する人の増員など)

(4) 健康増進対策

- ・健康づくり・生活習慣病対策の推進
(地域で日頃の健康づくりに対する助言などを行う人材の養成など、健康づくりの国民運動を推進する事業を実施)
- ・生活習慣病予防に関する研究などの推進
(生活習慣病の新規治療薬の開発や糖尿病診療管理拠点病院の整備 など)

5 健康危機管理対策の推進

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

- ・初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康機器管理体制の基盤強化など総合的な研究を推進

(2) 健康危機管理体制の整備

- ・地域での健康危機事例に的確に対応するための連携体制の構築、専門家の養成 など

(3) 国際健康機器管理対策の推進

- ・国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元などの実施 など

6 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援

7 食の安全・安心の確保

(1) 輸入食品の安全確保対策の推進

- ・検疫所での輸入食品モニタリング検査体制の整備など

(2) 食品中の放射性物質対策の推進

- ・平成 24 年 4 月に設定した新たな基準値の継続的な検証など

(3) 食中毒対策の推進

- ・菌株収集などによる原因究明調査の実施など

(4) 残留農薬などの安全確保対策の推進

(5) 食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

(6) 食品の安全の確保に資する研究の推進

8 水道事業の適切な運営など

(1) 水道施設の高度浄水処理の推進【重点要求】(別紙)

(2) 水道事業の適切な運営

- ・水道の広域化と水道施設の適切な更新、水道水質基準の検討・水質検査体制の精度の確保

(3) 水道施設の防災対策

- ・東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進

(4) 水道施設の復旧・復興

9 生活衛生関係営業の指導や振興の推進など

(1) 生活衛生関係営業の指導や振興の推進

- ・全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能の強化など

(2) 被災した生活衛生関係営業者への支援

- ・東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援

10 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

11 原爆被爆者の援護

- ・原爆被爆者の援護や黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減のための取組など

12 ハンセン病対策の推進

13 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施

- ・ダイオキシン類の直接の経口摂取という特殊性を踏まえ、油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給

14 血液製剤対策の推進

- ・血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保などの国の責務に基づく施策を推進

15 違法ドラッグを含む薬物乱用・依存症対策の推進

- ・違法ドラッグと疑われる物質の包括指定のための分析体制の強化、指定薬物への指定の迅速化、麻薬指定のための試験検査体制の強化、乱用防止啓発の強化 など

第3 障害者支援の総合的な推進

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

- (1) 障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備（障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現）【重点要求】（別紙）

(2) 良質な障害福祉サービスの確保

- ・障害者などが地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保

(3) 地域生活支援事業の着実な実施

- ・移動支援や意思疎通支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施、定着など

(4) 障害者への良質かつ適切な医療の提供

- ・心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）の提供

(5) 障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備

- ・生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備など

(6) 障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

- ・地域の関係機関の協力体制を整備し、関係機関職員への研修などの支援体制の強化

(7) 障害者スポーツに対する総合的な取組などの推進

- ・世界大会の競技者に対する活動費助成、スポーツ指導員の有効活用による地域での障害者スポーツの参加機会の推進

(8) 障害者支援区分の施行に向けた準備

- ・「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向けた認定調査や区分判定に関するモデル事業などを実施

(9) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村への支援

(10) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧

(11) 障害福祉サービスの再構築

- ・障害者就労支援事業所の業務受注の確保などの事業再開に向けた支援

(12) 警戒区域などにおける障害福祉サービスなどの特別措置

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備

(2) 精神科救急医療体制の整備

- ・身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化など

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

- ・入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援など

(4) 認知行動療法の普及の推進

- ・認知行動療法の普及を図るための従事者の養成を実施

(5) 災害時心のケア支援体制の整備

- ・心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議の開催など、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化

(6) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など

(7) 被災地心のケア支援体制の整備

- ・被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談などを行うための体制整備を支援

3 発達障害者などの支援施策の推進

(1) 発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

- ・発達障害者に対する各ライフステージに応じた支援手法を開発するモデル事業の実施など

(2) 発達障害者の地域支援体制の確立

- ・発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備、ペアレントメンターの養成や健診などのアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施など

(3) 発達障害の早期支援

- ・専門員が保育所などを巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援の実施

4 障害者への就労支援の推進

(1) 障害者の就労促進（再掲・P3/第2-2-(2)）

(2) 工賃向上のための取組の推進

- ・障害者優先調達推進法（平成25年4月1日施行）の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化

施策横断的な課題への対応

第1 社会保障に対する国民の理解の推進

1 社会保障教育の推進

2 社会保障分野での情報化・情報連携の推進

- ・「社会保障・税番号大綱」に基づく新たなシステム導入に伴う経費などの平成25年度における取扱いについては、予算編成過程で検討

第2 国際問題への対応

- 1 国際機関を通じた国際協力の推進
- 2 高齢化対策に関する国際貢献の推進
- 3 放射性物質による食品などの汚染に対する取組みへのWHOなどによる支援
- 4 開発途上国向け医薬品開発の促進
- 5 外国人労働者問題などへの適切な対応
- 6 経済連携協定の円滑な実施

第3 科学技術の振興

復興・再生・災害からの安全性の向上への対応やライフ・イノベーションに重点化して
科学研究を推進

東日本大震災からの復興に向けた施策

(要求の調整状況)

地域における暮らしの再生

《被災者・被災施設の支援》

(1) 災害救助法による災害救助

東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担

(2) 介護などのサポート拠点に対する支援

被災3県の応急仮設住宅に入居された高齢者などの日常生活を支えるための総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を支援

(3) 被災地心のケア支援体制の整備

被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談などを行うための体制整備を支援

(4) 障害福祉サービスの再構築

障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などを支援

(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業の継続実施

いつでもどこでも相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える方々の悩みを傾聴するとともに、各種支援策や実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を継続実施

(6) 警戒区域などにおける医療保険制度、介護保険制度、障害福祉サービスなどの特別措置

(7) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援

(8) 介護施設・事業所などの災害復旧に対する支援

(9) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧

(10) 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援

(11) 水道施設の復旧・復興

(12) 被災した生活衛生関係営業者への支援

東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援

《雇用の確保など》

(1) 震災等緊急雇用対応事業の拡充

震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長

(2) 被災新卒者等に対する就職支援の推進

被災地域の就職環境が厳しい状況であることを踏まえ、ジョブサポーターを活用し、被災新卒者等の就職を促進

(3) 福島避難者帰還就職支援総合プロジェクトの実施

避難解除区域への帰還者の雇用促進のための就職活動支援セミナーなど

(4) 復興工事に従事する労働者の安全確保

職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修の支援

《被災地域の臨床研究などの支援》

(1) 被災地域の復興に向けた臨床研究中核病院の整備

被災地域の臨床研究中核病院（1箇所）について、研究開発の重点領域であるがんなどの分野で質の高い臨床研究を実施する基盤として中心的役割を果たせるよう、体制を強化

(2) 被災地域の復興に向けた国際水準で実施する臨床研究などの支援

被災地域の臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援

(3) 被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援

革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、産業のさらなる発展や雇用の創出を通じた震災からの復興に貢献することを目指して、被災地域での大学、研究機関発のシーズ開発を後押しし、臨床研究・医師主導治験を支援

原子力災害からの復興

(1) 食品中の放射性物質対策の推進

平成 24 年 4 月に設定した新たな基準値の継続的な検証など

(2) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導

除染、復旧・復興作業などを行う中小零細企業に対する適切な放射線管理の実施についての指導

今後の災害への備え

(1) 医療情報連携・保全基盤の整備

災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備

(2) 災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進

災害が発生した場合でも、市町村を中心に、多職種協働による在宅療養者への医療と介護が連携した包括的かつ継続的な支援体制を構築するとともに、災害時の在宅医療に必要な備品の整備を併せて実施

(3) 国立病院機構の災害対応設備の充実・強化

災害拠点病院についての災害に強い次世代型医療情報システムの構築及び自家発電設備の更新・増設等を実施

(4) 災害拠点薬局の整備

災害時に医薬品などの供給、支援薬剤師受入れの拠点となる薬局（災害拠点薬局）の設備を整備し、災害発生初期の医療体制を確保

(5) 災害時に血液製剤を供給する血液センターの整備

災害時に血液製剤を供給するための拠点となる血液センターを整備し、災害発生時における血液製剤の安定供給を確保

(6) 福祉避難所の設置促進

市町村で円滑に福祉避難所の指定や運営が行われるよう、設置計画の作成のための協議会の開催などについて、短期間に重点的に財政支援

(7) 水道施設の防災対策

東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進

(8) 東日本大震災からの復興や大規模災害などへの対応に関する研究の実施

東日本大震災からの復興を早期に遂げるとともに、地震、津波などによる自然災害から国民の

生命などを守り、より安全かつ豊で質の高い国民生活を実現するため、必要な研究を推進

特別重点要求・重点要求の概要

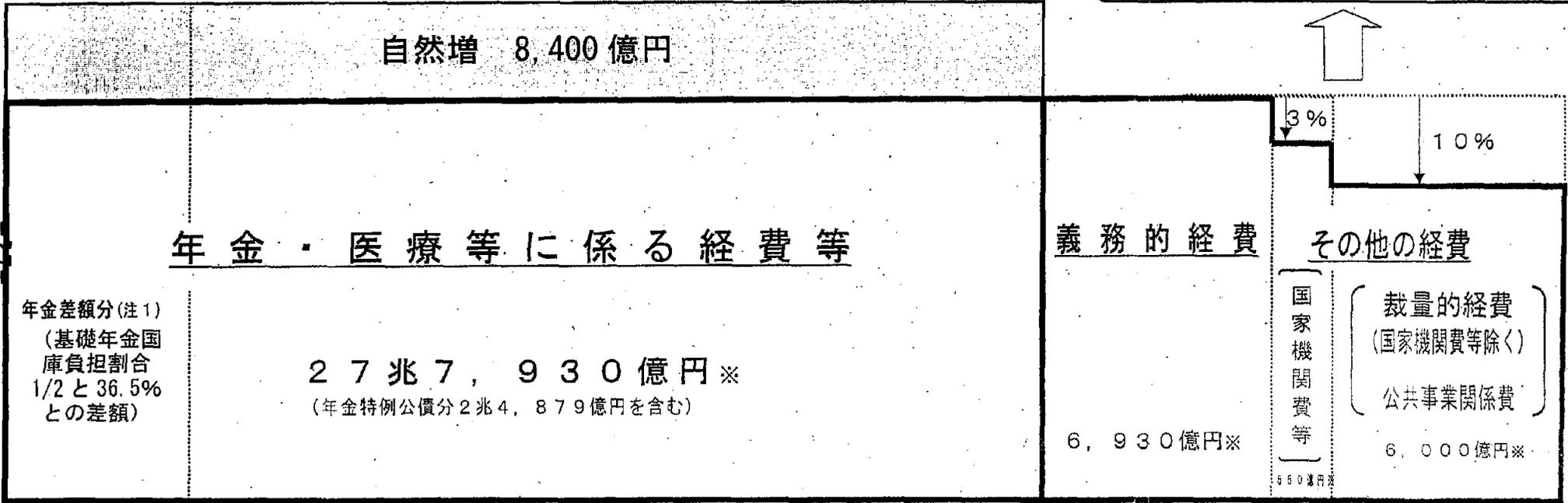
事 項	主な事業内容等
特別重点要求（ライフ）	
1 医療イノベーション5か年戦略の着実な推進	<p>「医療イノベーション5か年戦略」（H24.6.6医療イノベーション会議決定）に基づき、国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備するとともに、日本発の革新的医薬品・医療機器や再生医療製品などを世界に先駆けて開発し、医療関連市場の活性化と我が国の経済成長を実現し、積極的に海外市場へ展開するため、次の取組を推進する。</p> <p>①革新的医薬品・医療機器の創出 アカデミア等の優れた研究成果を確実に医薬品・医療機器の実用化につなげるため、次の事業を実施。 ・医薬基盤研究所の創薬支援戦略室の設置、創薬研究機能の強化をはじめとする「創薬支援ネットワーク」の構築 ・がんをはじめとする重点領域の創薬研究開発の推進 ・臨床研究中核病院の整備などの臨床研究・治験環境の整備 ・審査基準の明確化・審査体制の強化などの審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化 など</p> <p>②世界最先端の医療の実現 ・iPS細胞などを用いた創薬などの研究支援をはじめとする再生医療の推進 ・国立高度専門医療研究センターでのバイオバンクの整備、適切な患者選定を行うための検査薬と対応する新薬の同時開発・同時審査の推進などの個別化医療の推進</p>
2 地域医療の強化のための緊急対策	<p>「社会保障・税一体改革大綱」（H24.2.17閣議決定）に基づき、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、地域全体にわたって切れ目なく必要な医療を確保するため、特に緊急の対応が求められる次の取組を推進する。</p> <p>①在宅医療の充実強化 比較的状态の安定した高齢者に加え、在宅療養中に病状が急変した者やNICU退院後の小児などにも対応できるよう、地域における在宅医療の連携体制を構築</p> <p>②へき地や救急医療におけるアクセス強化 へき地に居住する者を含めて地域住民が地域の医療資源を確実に利用できるよう、へき地の「患者輸送車（艇）」の運行支援やドクターヘリの運航体制の強化により、へき地や救急医療での医療機関へのアクセスを強化</p>
3 認知症施策の着実な実施～医療・介護サービスの需要創造と雇用創出に向けた取組～	<p>今後、対象者の増加が見込まれる認知症高齢者施策について、全国の自治体で緊急かつ計画的に認知症の人とその家族の支援体制を整備するため、次の取組を推進する。</p> <p>①認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成・普及 ②認知症の早期診断・早期対応の体制整備（認知症初期集中支援チームの設置） ③地域での生活を支える医療・介護サービスの構築 （一般病院や介護保険施設等での認知症対応力向上推進 など） ④地域での日常生活・家族の支援の強化や医療・介護サービスを担う人材の育成 （認知症地域支援推進員の設置推進・市民後見人の育成とその活動支援 など） ⑤地域ケア会議の開催支援</p>

事 項	主な事業内容等
4 がんに対する質の高い医療提供体制の構築	<p>「がん対策推進基本計画」（閣議決定、H24.6改定）に基づき、がんに対する質の高い医療提供体制を構築し、がんによる死亡率を減少させるため、特に対策の充実を図ることが必要な次の取組を推進する。</p> <p>①がんの早期発見 死亡率が上昇している乳がん、子宮頸がんについて、特に罹患率の高い年代の女性のがん検診を重点的に推進</p> <p>②がんと診断された時からの緩和ケアの推進 がんと診断された時から緩和ケアが提供されるよう、がん診療連携拠点病院などでがん性疼痛緩和にかかる相談支援などを実施するとともに、緩和ケアセンターの整備、緊急緩和ケア病床の確保などを実施</p> <p>③がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応 働く世代が治療を行いながら就労を維持する環境整備を行うため、がん等の長期に治療等が必要な疾病を抱えた患者に対する就労支援を実施。</p>
重点要求	
5 障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備（障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現）	<p>「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害者等が当たり前地域で暮らし、社会参加できる共生社会の実現に向け、障害者等の社会参加の機会と住まいを確保するため、次の取組を推進する。</p> <p>①社会参加の機会の確保 障害者の地域生活の支援を担うことができる人材の育成・活用など、障害者の日常生活や社会生活を支援するため、市民後見人などの人材育成、意思疎通支援を行う者の養成などを実施</p> <p>②住まいの確保 グループホームなどの「住まいの場」の整備促進、身近な地域における支援体制強化の拠点となる児童発達支援センターの整備促進や、小規模グループによる療育ケアの推進</p>
6 地域子ども・子育て支援基盤の再生	<p>家庭や地域の子育て力や支え合いの機能が低下し、育児不安や児童虐待が増加している中、社会保障と税の一体改革による子ども・子育て新制度の施行に向けて、地域の子ども・子育て支援機能を新しい形で再生させ、子育てしやすい社会を実現するとともに、すべての子どもの育ちを支えるため、次の取組を推進する。</p> <p>①地域子ども・子育て支援事業の機能強化 すべての子ども・子育て家庭に対する地域支援機能の強化を図るため、以下の事業を実施する。 ・地域子育て支援拠点事業について、「地域機能強化型」を創設し、子ども・子育て家庭が適切な事業等を選択できるよう、情報の集約・提供などの利用者支援を行うとともに、世代間交流やボランティアとの協力体制の強化を推進 ・一時預かり事業について、「基幹型施設」を創設し、休日等の開所や通常の開所時間を超えた時間延長を実施</p> <p>②児童養護施設等の家庭的養護への転換 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中で、より家庭的な環境の下で育成するため、小規模グループケア、グループホーム等の整備を重点的に支援し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を強力に推進</p>

事 項	主な事業内容等
7 生活支援戦略の着実な実施	<p>生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、今年秋を目処に策定する「生活支援戦略」（仮称）に基づき、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者支援モデル事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・「包括的」かつ「伴走型」の支援を行う総合相談支援センター（仮称）の設置などのモデル事業を実施 ②就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等就職実現プロジェクト（仮称）の創設により就労支援を抜本強化 ③居住確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者への居住支援 ④子ども・若者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションと学校の連携の推進 ・介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 ・ひきこもりサポーターの養成・派遣
8 地域雇用創造総合プログラム	<p>良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、次の取組を積極的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業などの戦略産業を対象とした地域の自主的な雇用創造プロジェクト（プロジェクトに参加する企業に低利融資を行うための利子補給を含む） ・地域資源の調査・分析や人材の育成など雇用創造の取組への準備が必要な地域の環境整備
9 安全で安心できる水道水の供給に向けた高度浄水処理の推進	<p>有機化学物質や病原性原虫などによる水質汚染に対処する高度浄水施設の整備への要請が高まる中、本年5月の利根川水系におけるホルムアルデヒドによる水質汚染事故も踏まえ、同様の水質汚染事故を未然に防止し、水道水の安全性の確保、安定供給を図るため、緊急的に市町村における高度浄水施設の整備を推進</p>

平成25年度 厚生労働省概算要求のフレーム

特別重点要求・重点要求（別紙）



※ 平成24年度予算額

注1 年金差額分（自然増含む）については、消費税引上げ分を償還財源として確保したつなぎ国債（年金特例公債）を発行して年金財政に繰り入れることとされている。

注2 医療保険における70歳以上75歳未満の患者負担の取扱い、過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充当の解消などについては、予算編成過程で検討。

<別枠で要求するもの>

- 東日本大震災復旧・復興経費
- B型肝炎の給付金等支給経費

特別重点要求・重点要求 (イメージ)

重点要求

特別重点要求

グリーン

ライフ

農林漁業

「日本再生戦略」に
関連する施策

「日本再生戦略」に
適合する施策

×1.2倍

×1.5倍

グリーン×4倍
ライフ・農林漁業×2倍

国家機関費削減分
3%

その他の経費削減分
10%

日本再生戦略

～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～

平成24年 7月31日

目 次(抄)

IV. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリある実施～日本再生の4大プロジェクトの優先実施～

①グリーン—革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト—	18
②ライフ—世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト—	19
③農林漁業—6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト—	20

④担い手としての中小企業 —ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト— 20

(2) 政策実行手段の確保

①行政刷新の取組との連携や予算の重点化等	21
②総合特区の活用	21
③金融機能の強化による支援	22

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

(1) 更なる成長力強化のための取組

①環境の変化に対応した新産業・新市場の創出	24
[グリーン成長戦略]	25
[ライフ成長戦略]	29
[科学技術イノベーション・情報通信戦略]	32
[中小企業戦略]	34

②食と農林漁業の再生	36
[農林漁業再生戦略]	37

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 39
 [金融戦略] 40

④観光振興 43
 [観光立国戦略] 44

⑤経済連携の推進と世界の成長力の取り込み 46
 [アジア太平洋経済戦略] 47

(2) 分厚い中間層の復活 50

①すべての人々のための社会・生活基盤の構築 51
 [生活・雇用戦略] 52

②我が国経済社会を支える人材の育成 54
 [人材育成戦略] 55

③持続可能で活力ある国土・地域の形成 58
 [国土・地域活力戦略] 59

(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化 63

IV. 日本再生のための具体策

(抄)

1. 政策実行の枠組み

(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリある実施

(抄)

① グリーン ― 革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト―

2020年までの目標：50兆円以上の需要創造と140万人以上の雇用創造

東日本大震災や原発事故で我が国におけるエネルギー供給体制の脆弱性が明らかになり、電力需給の逼迫という現実を目の当たりにする中、脱原発依存、エネルギーニューディールを目指し、革新的なエネルギー・環境社会を実現する。世界が直面するエネルギー問題について国際社会に解決の道を提示していくことは、我が国の国家的使命である。このため、電力の供給サイド、需要サイドの双方にリソースを集中投下し、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などの横断的な分野のエネルギー技術のイノベーションの連鎖を引き起こし、新産業の創出や産業構造の変化を進める。

国外では世界標準を獲得するとともに、国内では日本全体の「スマート化」を図り、これまでの中央集権型の供給から、家庭や企業等が電源等を選択できる環境が整備され、国内の様々なエネルギー源を最大効率で活用できる社会を目指す。加えて、広くて、耐震性に優れつつ、省エネ性能を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現される社会を実現する。地域の特性に応じた未利用エネルギーの積極的な活用等を通じ、地域活性化にも寄与する。

また、分散型エネルギーシステムを支える大きな要素として再生可能エネルギーの重要性は一層高まっている。導入促進を支える規制見直しや地域の特徴ある取組の促進、技術開発の推進等により、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指す。また、蓄電池は分散型エネルギーシステム促進の核となる重要技術であり、蓄電池戦略の実現に努める。同時に、最終的なエネルギー消費の形態であることが多い熱の効率的利用の促進も進める。

さらに、東日本大震災の経験は、災害時における石油やLPG等の燃料備蓄の重要性を再認識させた。地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄の推進や、民間企業による国内天然ガスパイプライン整備、化石エネルギーの安定供給確保等が担保される社会像を目指す。

これまでと全く異なる新しい社会像を実現するためには、エネルギーを効率的、安定的に活用できる世界最先端のエネルギー技術の強化とともに、新しい規制・制度や税制等、これまでの延長線上や従来枠にとられない自由で新しい発想や創意工夫による、未来を切り拓く非連続な発展が重要である。国内のみならず、我が国の技術の強みが生かされる、スマートコミュニティを始めとしたエネルギーシステム等のインフラ輸出など、海外展開による日本ブランド再生に同時に取組み、我が国の成長につなげていく。

② ライフ —世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト—

2020年までの目標：50兆円の需要創造と284万人の雇用創造

我が国の医療は世界的にも平均医療の水準の高さなど強みを有しているが、今後は高齢社会の中で、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する。同時に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に受けることができる社会を実現する。

また、公的保険で対応できない分野についても、民間活力を生かし、その創意工夫において、多様なニーズに対応したサービスを創出・提供することにより、きめ細かなサービスを実現し、医療・介護サービスを利用しつつ、地域で豊かな生活を送ることができる社会を実現する。

さらに、グローバル経済で高付加価値化を図って勝ち抜いていくためには、将来の我が国の成長産業として医薬品・医療機器産業は重要な位置づけを占めることが期待される。国民に世界最高水準の医療を提供し続けるためには、革新的医薬品・医療機器を世界に先駆けて創出するとともに、再生医療や個別化医療のような世界最先端の医療分野で日本が世界をリードしていく。加えて、高齢者の生活の質の向上、介護・福祉現場等における負担軽減、効率化、介護サービスの進化のため、我が国が有するロボット技術等を活用し、多様な医療機器、福祉機器を開発し、我が国の新しいものづくり産業の創出に貢献する。

我が国は世界でも高齢化の進展で先頭を走っており、これらの取組を進め、日本の医療の強みをいかして弱みを克服した新たな医療システムを構築し、積極的に日本の医療を世界に発信していくことで、高齢化に対応した先進的な事例と評価される可能性を秘めており、医療サービスと医療機器が一体となった海外展開や医療・介護システムをパッケージとした海外展開など医療産業の市場を広く海外に展開し、大きな成長を目指す。

③ 農林漁業 —6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト—

2020年までの目標：6次産業化の市場規模10兆円

地域に根差した農林漁業の活性化を図り、地域の資源を見直し、高付加価値化を進めた新しい6次産業とすることで、農林漁業者の所得を増大させ、日本全国、津々浦々の地域活力の向上につなげていく。意欲ある若者や女性などが、安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生する。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、「安全で、美味しく、健康的な」国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進めるとともに、世界で高く評価されている日本の食文化について、健康・教育・観光等の様々な領域と連携して、世界に幅広く発信する。農林漁業と商業、工業、観光業を組み合わせた6次産業を生み出すことで、地域社会に自信と誇りを取り戻す。また、地域の特性に応じて、我が国の成長エンジンとなる産業等の集積の促進を進め、地域の知恵と工夫を最大限いかした地域コミュニティの形成や地場産業の活力の創出を図り、各々の地域が競争・協力して地域力の向上を実現する。

平成 25 年度 厚生労働省概算要求の検討状況

1 年金・医療等に係る経費等（自然増 8,400 億円）

年金	1,700 億円
医療	3,600 億円
介護	1,400 億円
福祉等	1,700 億円
<hr/>	
計	8,400 億円

2 その他の経費

次の観点を踏まえ、事務事業の見直しを行い削減

- ・ 行政事業レビューによる検証
- ・ 省内事業仕分けの指摘
- ・ 決算不用の反映
- ・ 独立行政法人・公益法人向け支出の見直し
- ・ 庁費・委託費の削減

など

3 特別重点要求・重点要求

特別重点要求 = 「日本再生戦略」に適合する施策のうち グリーン、ライフ、農林漁業 重点要求 = 「日本再生戦略」に関連する施策
--

<検討中の事項>

- 医療イノベーション関係
- 地域医療・在宅医療関係
- 認知症施策関係
- がん対策等関係
- 障害者に対する総合的支援関係
- 子ども・子育て支援関係
- 生活支援戦略関係
- 地域雇用創出関係
- 高度浄水処理施設整備関係

4 別枠で要求するもの

○ 東日本大震災復旧・復興経費（東日本大震災復興特別会計）

被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に沿って、所要の額を要求。

○ B型肝炎の給付金等支給経費

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成23年12月16日法律126号）等を踏まえ、所要の額を要求。

5 予算編成過程で検討する方向で整理している事項

○ 医療保険における70歳以上75歳未満の患者負担の取扱い

○ 過去の年金国庫負担繰延べの返済

○ 年金保険料の事務費への充当の解消

○ 社会保障・税番号制度関係システムの導入等

○ 雇用保険・求職者支援の国庫負担の本則戻し

○ 高齢者医療支援金の総報酬割に応じた負担と協会けんぽの国庫補助の取扱い

○ 生活支援戦略

○ 難病対策等の見直し など

平成25年度概算要求 組替え基準（骨子）

○ 平成25年度予算の概算要求組替え基準の基本的考え方

□ 東日本大震災からの復興対策、防災・減災事業への重点化

東日本大震災からの復興、福島再生に全力で対応するため、各省大臣は、復興対策に係る経費について、東日本大震災復興特別会計において所要の金額を要求する。

また、災害に強い国づくりに向けた取組の一環として、あわせて一般会計において、公共事業関係費及びその他の施設費の範囲内で、防災・減災事業に重点化を図る。

□ グリーンを中心とする「日本再生戦略」を踏まえた予算配分の重点化

我が国経済の再生に向けて、「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業に係るものについて、「日本再生戦略」を踏まえ、中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏まえ、府省横断的な横割り(横串)の予算配分(重点配分)を徹底する。これにより、主要経費別のメリハリも実現する。

グリーン分野なら見直し額の4倍、ライフ・農林漁業分野なら2倍、重点要求なら1.5倍の要求が可能となる仕組み。中小企業の活力を最大限活用。

【詳細は(別紙1)参照】

- 概算要求から予算編成過程を通じて、硬直化や縦割りの弊害の是正を念頭に、予算全体について横割りのな重複排除や行政事業レビュー等の結果の反映も活用した見直しを行うこと等により、財源を捻出し、上記重点分野への思い切ったシフトを図るとの方針の下に、概算要求から一貫して、重点分野に出来る限り大きな増額を図る。

その際、財政投融资の積極的活用や税制改正及び規制改革、制度金融といった施策を総合的に講じることで、資金の重点配分の実効性を担保する。

- 予算編成過程において、規制改革の内容の充実度や予算要求との連携の効果を、当該予算要求の優先順位付けに当たって考慮することとする。

□ 省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みの導入

各府省一律の削減とするのではなく、政策分野、施策毎にメリハリの付いた大胆な重点配分を可能とするため、省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みとして、概算要求段階から予算編成過程を通じ、以下のような取組みにより、既存の予算全体を見直して組み替えることで財源を捻出し、重点分野へのメリハリのついた予算配分と歳出の大枠(71兆円)の遵守の両立を図る。

- 各省大臣は、各府省の類似施策の重複排除を徹底するため、概算要求前に、府省の垣根を越えた連絡調整の場を設けて要求内容について調整を行い、当該政策分野の概算要求方針を取りまとめた上で、概算要求を行う。

予算編成過程においても、査定部局が、類似事業の重複がないか確認を行う。また、重点分野に係る要求であるものの、実態が伴わない予算と判断された場合には、却下するなど厳格に対応する。

- 各省大臣は、概算要求段階から、これまで実施してきた累次の事業仕分け等で指摘された事項、各府省における行政事業レビューの結果等を明示的かつ確実に反映する。

その内容については、査定当局が確認を行い、不十分な場合には厳格に対応する。

- 各省大臣は、義務的経費も含めた歳出全般について聖域視せず、概算要求段階から予算編成過程において、制度改革を含めた検討を進め、徹底した効率化を図る。
また、財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。
- 各省大臣は、前例にとらわれることなく、長年措置されている予算については、計上初年度を明記した上で、所期の効果が実際にあがっているかどうかを十分精査の上、要求する。
- 特別会計についても、一般会計に準じた考え方の下で、「日本再生戦略」の実行に資する予算の組替えを行う。
- 各省大臣は、事業実施主体の選定に当り、その入札のあり方を含め、一層の透明性や説明責任の向上を図る。

□ 要求に当たっての留意点

- 各省大臣は、長期にわたり計上される予算等について、既得権益化を是正する。
- 各省大臣は、我が国が人口減少社会に入ったことを踏まえて要求する。

○ 予算編成過程での重点配分の実現

予算編成過程において、政府・与党一体となって、各省大臣から提出された特別重点要求を精査するとともに、予算配分の重点化のための財源捻出に向けて、横割り(横串)の予算編成作業を徹底する。

概算要求段階で各省大臣が行った組替えにより作られた財源と、予算編成過程で政府・与党一体で行う横串的編成作業により作られた財源とを合わせて、「日本成長戦略」に掲げられた重点分野へ大胆に重点配分し、思い切った予算のシフトを実現する。

(以上)

平成25年度概算要求 特別重点要求等のルール

【特別重点要求】

- 各省大臣は、「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業の分野に係るものについて、「日本再生戦略」を踏まえ、中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏まえ、「特別重点要求」を行うことができる。
本要求は、通常の要求とは別途管理する。
- 原発代替エネルギーをはじめとするグリーン分野に予算を重点化するため、各省大臣が、特別重点要求として、グリーン分野に係る施策を要求する場合には、その程度に応じて、特別重点要求額が増加する仕組みを導入する。

【重点要求】

- 各省大臣は、「特別重点要求」のほか、「日本再生戦略」に関連する施策について、「重点要求」を行うことができる。本要求は、通常の要求とは別途管理する。
- 防衛・治安に関連する施策についても、これに準じた取扱いとする。

【特別重点要求等のルール】

- 下記の式に沿って、特別重点要求・重点要求を行うことができる。

特別重点要求・重点要求可能額

＝グリーン分野の特別重点要求額(A)×1/4＋ライフ・農林漁業分野の特別重点要求額(B)×1/2＋重点要求額(C)×1/1.5

＝公共事業関係費・その他裁量的経費・特定財源の前年度当初予算額の10%相当額

⇒グリーン分野なら見直し額の4倍、ライフ・農林漁業分野なら2倍、重点要求なら1.5倍の要求が可能。中小企業の活力を最大限活用

- 上記のほか、国家機関費等(裁量的経費)の前年度当初予算額の3%相当額の1.2倍の金額(＝3.6%相当額)の範囲で、重点要求を行うことが可能。

平成25年度概算要求 一般要求のルール

【一般要求のルール】

①年金・医療等は、前年度当初予算に自然増(0.8兆円)を加算した範囲内で要求

☆但し、見直しに最大限取り組み、極力圧縮に努める必要。新たな試みとして、改革する具体的項目を明記。具体的には、生活保護の見直しを明記。

②地方交付税交付金等は、中期財政フレームとの整合性に留意しつつ要求

③人件費は、給与特例法の影響額(▲0.3兆円)を確実に反映

④東日本大震災復興特別会計への繰入は、前年度当初予算に+0.4兆円を加算した範囲内で要求

⑤経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、まずは暫定的に前年度当初予算と同額を要求することとし、予算編成過程で検討。

⑥マニフェスト事項(「児童手当」、「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」)については、所要の金額を要求。

⑦その他の経費については、各省大臣は、以下の基準で算出された額の合計額の範囲内で予算を組み替えて要求することができる。

(イ)義務的経費の前年度当初予算額

(注)衆・参の選挙経費等の特殊要因を加減算。但し、聖域視せず、徹底した効率化に努め、歳出の抑制を図る。なお、各経費の義務性の根拠(支出の根拠、単価等の根拠等)を明示した上で要求。

(ロ)エネルギー対策特別会計への繰入等の特定財源の前年度当初予算の90%

(ハ)国家機関費等(裁量的経費)の前年度当初予算の97%

(注)国家機関費等とは、国家の基本的機能である司法、警察、消防、防衛及び徴税等の諸経費。

(ニ)公共事業関係費・その他裁量的経費の前年度当初予算の90%

特別重点要求・重点要求(イメージ)

重点要求

特別重点要求

実際の
特別重点要求額・
重点要求額はこの間
のいずれか

見直し額の
1.5倍

全て
重点要求
の場合

見直し額の
2倍

全て
ライフ・
農林漁業
の場合

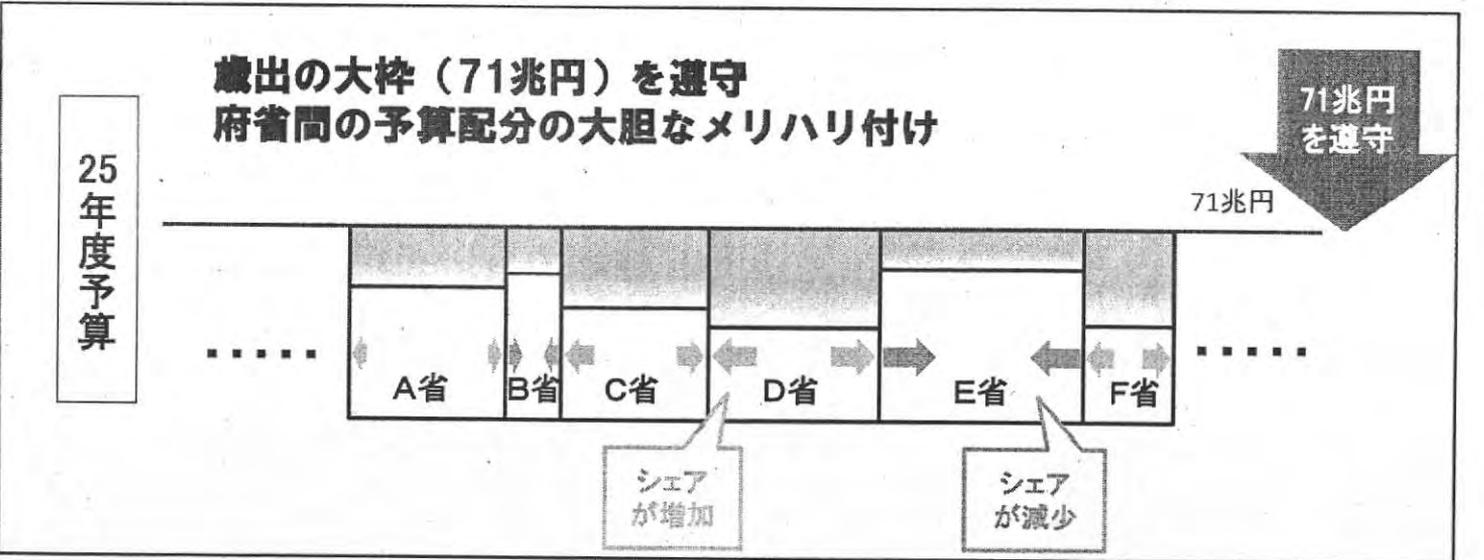
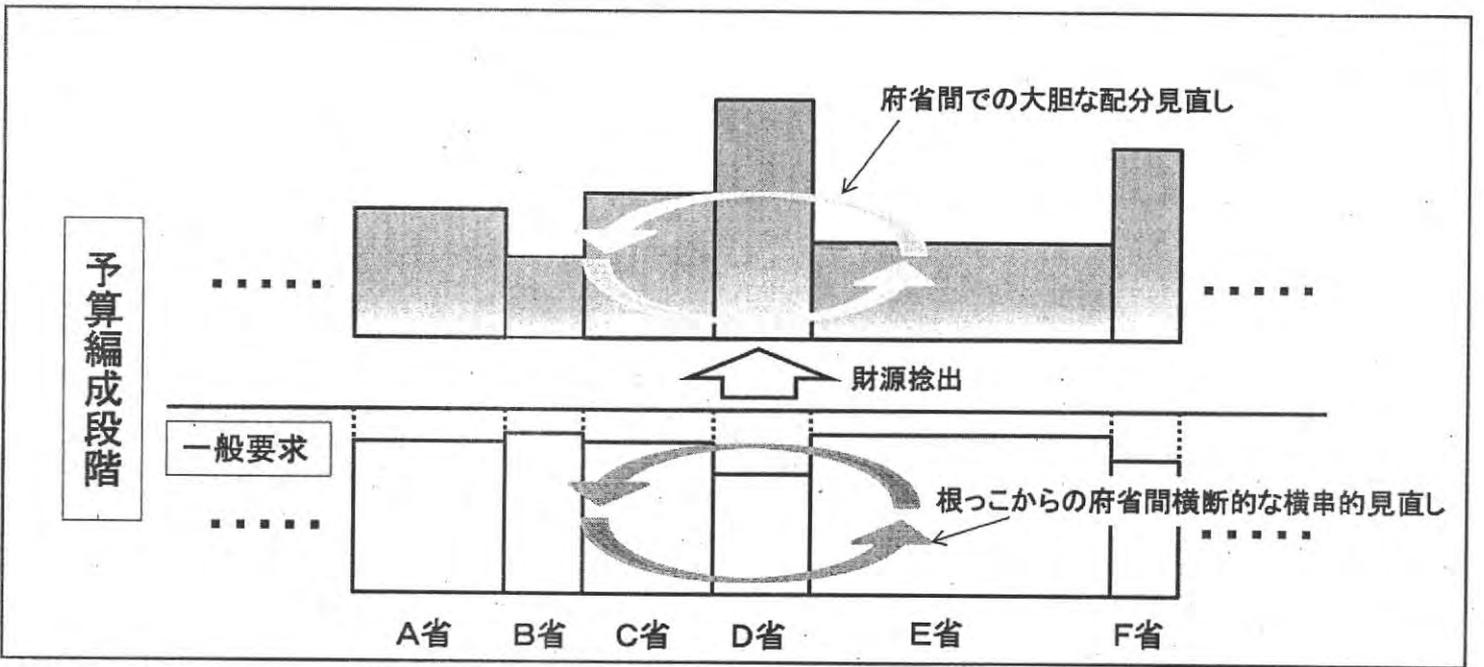
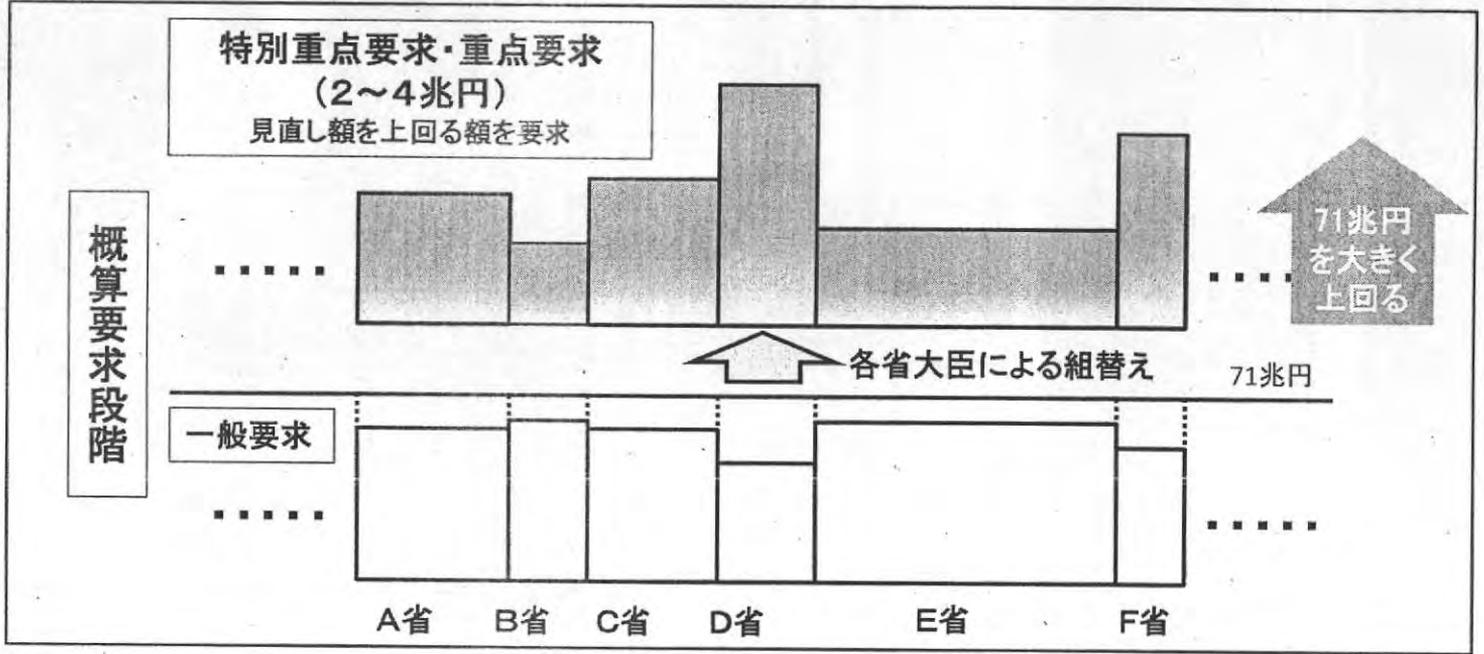
全て
グリーン
の場合

見直し額の
4倍

見直し額

日本再生戦略を踏まえ、
中小企業の活力を最大限活用

平成25年度予算の概算要求組替え基準(イメージ)



平成 25 年度予算の概算要求組替え基準について

〔平成 24 年 8 月 17 日
閣 議 決 定〕

我が国経済社会は、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、超高齢化社会の到来といった様々な困難に直面している。今こそ、日本が、世界へ先例を示す「フロンティア国家」として、直面する数々の制約をバネに、新たな経済社会構造へ転換することが求められている。今般、グリーン、ライフ、農林漁業などの新たな成長を目指す重点分野に、中小企業の活力を最大限活用しつつ、限られた政策財源を優先的に配分するなど、我が国が魅力的で活力にあふれる国家として再生するために進むべき方向性を示すものとして、「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)を策定した。

他方、我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残高が 940 兆円、対 GDP 比で 196% (平成 24 年度末見込み) に達するなど、他の先進諸国と比較しても状況は大きく悪化しており、この状況を放置すれば、財政政策は更に自由度を失って硬直化するだけでなく、財政の持続可能性に疑念が生じ、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない。

財政により支えられている我が国の社会保障についても、本来は、国民が安心して生活できる社会基盤となるべきところ、その持続可能性に疑念が生じ始めた結果、将来への不安から消費を委縮させる可能性が生じるまでに至っている。

こうした中、持続可能な財政・社会保障制度の構築を図ることは、財政危機に陥った欧州諸国のように財政状況の悪化が経済や国民生活に悪影響を及ぼすことを回避するのみならず、人々の不安を和らげ、消費を促し経済活動を拡大することを通じて新たな成長基盤を作ることとなる。また、医療・介護サービスの充実等を通じた雇用創出効果も期待される。

このため、我が国財政の持続可能性の確立に向け、市場の信認を確保す

るためにも、「財政運営戦略」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)に定められた財政健全化目標(2015 年度(平成 27 年度)までに基礎的財政収支の赤字の対GDP比を 2010 年度(平成 22 年度)の水準から半減)の達成に向けた取組を着実に進めて行く必要がある。具体的には、社会保障・税一体改革関連法が成立したことを踏まえ、同改革の着実な実施により、「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すとともに、「日本再生戦略」を十分に踏まえつつ、歳出改革についても更なる取組を継続する。

また、同時に、政府は、「日本再生戦略」を踏まえた施策等を通じ、デフレ脱却を確実なものとするとともに、日本銀行と一体となって、引き続き安定的な物価上昇の定着を目指して取り組むことを通じて、経済成長と財政健全化を車の両輪として、これらを同時かつ強力に推進していく。

政権交代後、政府は、財政規律を維持しつつ、経済成長と国民生活の質の向上に向けて、配分割合が固定化していた予算配分を省庁を超えて大胆に組替えてきたが、現在、我が国は、東日本大震災、原発事故からの復興、デフレ脱却・日本経済の再生といった課題に取り組んで行かなければならない状況にあり、引き続き大胆な予算の組替えを行う必要がある。

したがって、平成 25 年度予算を含めた当面の財政運営に当たっては、

- (1) 財政健全化目標(2015 年度(平成 27 年度)の基礎的財政収支赤字対 GDP 比を 2010 年度(平成 22 年度)の水準から半減)の達成に向けて、昨年度に改訂された「中期財政フレーム(平成 24 年度～平成 26 年度)」(平成 23 年 8 月 12 日閣議決定)に定められた「歳出の大枠」71 兆円を遵守する、
- (2) 「日本再生戦略」を踏まえ、我が国経済の再生・成長に向けた大胆な予算の組替えにより、成長と財政健全化の両立を図る、
- (3) 社会保障・税一体改革(消費税率引上げ)についての国民の理解を得るため、引き続き、行政の効率化・簡素化に徹底して取り組む、
- (4) 社会保障・税一体改革に伴う 2014 年度(平成 26 年度)からの消費税率

引上げに向け、経済状況等に十分配慮する必要があることから、我が国経済の動向等を見極めた上で、機動的かつ弾力的な対応を行う、ことを基本とする。

こうした重点的・戦略的な予算の大胆な組替えに向けて、重点配分すべき分野、予算の組替えのための仕組みなど、平成25年度予算の概算要求等に関わる重要な事項について、以下に組替え基準を定める。

1. 平成25年度予算の概算要求に当たっての基本的考え方

平成25年度予算の概算要求組替え基準においては、上記の財政運営に関する基本的考え方を踏まえ、以下の基本方針を定める。各省大臣は、この基本方針に沿って、(別紙)により、要求を行うこととする。

(1) 東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策への重点化

各省大臣は、東日本大震災、原発事故からの復興に全力を挙げるため、東日本大震災からの復興に係る経費については、東日本大震災復興特別会計(以下「復興特別会計」という。以下同じ。)において、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に沿って、所要の金額を要求する。

その際、各省大臣は、被災地の要望等を踏まえつつ、津波・地震被害や原子力災害からの復旧・復興に直結するものなど、真に必要な経費を要求する。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い国づくりに向けた取組の一環として、あわせて一般会計において、公共事業関係費及びその他施設費の範囲内で、防災・減災対策事業への予算配分の重点化を図る。

(2) グリーンを中心とする「日本再生戦略」を踏まえた予算配分の重点化

我が国経済の再生に向けて、「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業に係るものについて、「日本再生戦略」を踏まえ、中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏ま

え、省庁の枠を超えて、府省横断的な横割り(横串)の予算配分(重点配分)を徹底する。これにより、主要経費別のメリハリも併せて実現する。

具体的には、上記重点分野については、概算要求から予算編成過程を通じて、予算全体について横割り(横串)的な重複排除や行政事業レビュー等の結果の反映も活用した見直しを行うこと等により、財源を捻出し、上記分野への思い切ったシフトを図るとの方針の下に、概算要求から一貫して、重点分野に出来る限り大きな増額を図る。

その際、財政投融资の積極的活用や税制改正及び規制改革、制度金融といった施策を総合的に講じることにより、資金の重点配分の実効性を担保する。具体的には、予算編成過程において、規制改革の内容の充実度や予算要求との連携の効果を、当該予算要求の優先順位付けに当たって考慮する。

(3) 省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みの導入

各府省一律の削減とするのではなく、政策分野、施策毎にメリハリの付いた大胆な重点配分を可能とするため、省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みを導入する。具体的には、2. に述べる特別重点要求等の仕組みに加え、概算要求段階から予算編成過程を通じて、以下のような取組により、既存の歳出予算全体を見直して組替えることで財源を捻出し、重点分野へのメリハリの付いた予算配分と歳出の大枠(71兆円)の遵守の両立を図る。

①各府省の類似施策の重複排除等の徹底

各省大臣は、各府省の類似施策の重複排除を徹底するため、概算要求前に、府省の垣根を越えた連絡調整の場を設けて、要求内容について調整を行い、当該政策分野の概算要求方針を取りまとめた上で、概算要求を行う。

予算編成過程においても、査定部局自らが縦割り行政の弊害に陥ることなく、類似事業の重複がないか確認を行う。

また、重点分野に係る要求であるものの、実態が伴わない予算と判断

された場合には、却下するなど厳格に対応する。

②行政事業レビューの結果等の的確な反映

各省大臣は、概算要求段階から、これまで実施してきた累次の事業仕分け等で指摘された事項、各府省における行政事業レビューの結果等を明示的かつ確実に反映する。その内容については、査定部局が確認を行い、不十分な場合には厳格に対応する。

具体的には、各省大臣は、過去の事業仕分けや行政事業レビューにおいて、廃止や抜本的改善等と結論づけられた事業そのものを要求しないことはもちろん、類似の事業についても、名称を変えて新規に要求することがないようにしなければならない。

③義務的経費や社会保障関係費等の効率化

各省大臣は、義務的経費も含めた歳出全般について聖域視せず、概算要求段階から予算編成過程において、行政刷新の継続・強化等を通じて、歳出全般にわたり、制度改正を含めた制度の根幹にまで遡った見直しを実施し、徹底した歳出の効率化を図る。

義務的経費については、義務的性格の根拠(支出の根拠、単価等の根拠等)を明示の上、要求する。

また、特に財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。

④前例踏襲主義の排除

各省大臣は、前例にとらわれることなく、長年措置されている予算については、計上初年度を明記した上で、所期の効果が実際にあがっているかどうかを十分精査の上、要求する。

⑤特別会計への対応

特別会計についても、一般会計に準じた考え方の下で、「日本再生戦略」の実行に資する予算の組替えを行う。

⑥入札改革等

各省大臣は、事業実施主体の選定に当たり、その入札のあり方を含め、

一層の透明性や説明責任の向上を図る。

⑦要求に当たっての留意事項

各省大臣は、長期にわたり計上されている予算等について、当該事業の必要性も踏まえつつ、既得権益化していないかを念査し、既得権益化している場合にはその是正を図る。

各省大臣は、我が国が人口減少社会の時代に入ったことにより生じている経済社会の構造変化を踏まえた上で、要求を行う。

2. 特別重点要求等

「日本再生戦略」を踏まえ、我が国経済社会の再生に向けた取組として、歳出全般にわたる改革により捻出された財源を用いて、我が国経済の再生・成長に資する分野におけるより効果の高い施策に向けて、予算を大胆に重点配分することとする。

(1) 特別重点要求

各省大臣は、「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業に係るものについて、「日本再生戦略」を踏まえ、中小企業の活力を最大限活用しつつ、(別紙)2.(1)及び(3)に沿って、「特別重点要求」を行うことができる。

(2) 重点要求

各省大臣は、上記特別重点要求のほか、「日本再生戦略」に関連する施策について、(別紙)2.(2)ないし(4)に沿って、「重点要求」を行うことができる。

防衛・治安関連施策についても、これに準じた取扱いとする。

(3) 特別重点要求・重点要求の仕組み

特別重点要求及び重点要求については、各省大臣は、(別紙)2.の定めに沿って、自らが行う他の既存予算の見直し額を上回る特別重点要求及び重点要求を行うことができる仕組みとする。

また、原発代替エネルギーをはじめとするグリーン分野に予算を重点化するため、各省大臣が、特別重点要求として、特にグリーン分野に係る施策を要求する場合には、その程度に応じて、特別重点要求が増加する仕組みを導入する。

(4) 一般要求

重点分野への予算配分の重点化に向けて、概算要求段階での財源捻出等のために必要な一般要求のルールの詳細については、(別紙)に定める。

1. 基礎的財政収支対象経費

(1) 年金・医療等に係る経費等

- ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増（各所管計8,400億円）を加算した額の範囲内において、各省大臣ごとに、要求する。

なお、上記自然増を含め、年金・医療等に係る経費についても、生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成25年度予算に反映させるなど、極力圧縮に努めることとする。

また、医療保険における70歳以上75歳未満の患者負担の平成25年度以降の取扱いについては、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）に沿って、検討を行うこととする。

（注1）平成25年度における基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額については、消費税引上げ分を償還財源として確保したつなぎ公債（年金特例公債）を発行した上で年金財政に繰り入れることとされていることから、「歳出の大枠」71兆円に含まれるが、要求に当たっては、当該差額分を区分して要求することとする。また、上記取扱いについては、下記(5)①(ロ)に該当する人件費の要求に当たっても同様とする。

（注2）上記自然増(各所管計8,400億円)には、消費税引上げ分を償還財源として確保したつなぎ公債（年金特例公債）を発行した上で年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額に係る自然増が含まれている。

- ② また、旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内において、要求する（なお、①及び②の経費を、以下「年金・医療等に係る経費等」という。）。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 予備費

予備費（経済危機対応・地域活性化予備費を含む。）については、12,600億円（このうち、経済危機対応・地域活性化予備費は9,100億円）を要求する。

なお、経済危機対応・地域活性化予備費の平成25年度における取扱いについては、今後の経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(4) 「児童手当」、「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」

「児童手当」、「高校の実質無償化」及び「農業の戸別所得補償」については、所要の額を要求する。「高速道路の無料化」については、平成25年度予算概算要求においても計上しない（東日本大震災からの復旧・復興のための財源を確保するため、高速道路の原則無料化のための社会実験については、凍結している）。

(5) その他の基準

各省大臣は、以下の①、②及び③に掲げる経費ごとに定める計算により算出された額の合計額（以下「その他の基準」という。）の範囲内で要求する。

① 義務的経費

各省大臣は、以下の(イ)ないし(ニ)及び(注3)に掲げる経費（上記(1)ないし(4)に掲げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。）については、各省大臣ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠（支出の根拠、単価等の

根拠等)を明示の上、要求する。

(イ) 補充費途として指定されている経費

(ロ) 人件費(前年度当初予算における金額から、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(以下、「給与改定臨時特例法」という。)に基づく国家公務員給与の削減相当額を減額した金額)

(注1) 特別会計に計上される人件費が、給与改定臨時特例法に基づいて減額される場合で、一般会計から当該特別会計への繰入の全部又は一部が人件費相当額と整理される場合には、上記(ロ)と同様に取り扱うとの観点から、一般会計からの繰入のうち当該人件費削減相当額を減額することとする。なお、一般会計から当該特別会計への繰入が人件費相当額と整理されない場合の取扱いについては、予算編成過程で検討することとする。また、上記取扱いについては、下記③(注2)に該当する一般会計から特別会計への繰入の場合についても同様とする。

(注2) 特別会計に計上される人件費が、給与改定臨時特例法に基づいて減額される場合で、一般会計から当該特別会計に繰入が行われていない場合の取扱いについては、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)に則り、平成24年度における国家公務員給与の削減相当額について、予算編成過程で検討の上、「特別会計に関する法律」第8条第2項等に基づき、平成25年度一般会計予算の歳入として繰り入れた後、復興特別会計へ繰り入れることとする。

(ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費(平成24年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。)

(ニ) 国家機関費(一般行政経費を除く。)及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

(注3) 人件費に係る平年度化等の増減並びに平成25年度の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について

は、上記の額に加減算する。

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

②国家機関費等

各省大臣は、以下の(イ)及び(ロ)に掲げる経費（以下「国家機関費等」という。）については、各省大臣ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の100分の97を乗じた額（以下「基礎額（国家機関費等）」という。）の範囲内において要求する。

(イ) 国家機関費のうち、上記(1)ないし(4)及び(5)①並びに経済協力費及びその他施設費を除く経費

(ロ) 防衛関係費のうち、上記(1)ないし(4)及び(5)①を除く経費

③その他の経費

各省大臣は、「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」2③(i)に定める「基礎的財政収支対象経費」のうち、上記(1)ないし(4)及び(5)①ないし②を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下「基礎額（その他の経費）」という。）の範囲内で要求する。

(注1) 上記「基礎額（その他の経費）」の算出に当たっては、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額から、運営費交付金等により人件費が賄われている独立行政法人等に対する運営費交付金等の人件費相当額のうち、給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を控除した上で算出する。また、上記②に定める「基礎額（国家機関費等）」の算出に当たっても、同様の取扱いとする。

(注2) 石油石炭税及び電源開発促進税の税込見込額と平成24年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加減算する。

(注3) 各省大臣の年金・医療等に係る経費等と(2)ないし(5)に掲げられ

た経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることができる。また、調整を認めるにあたっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案することとする。

(注 4) 特別会計の改革の実施等により経理区分が変更されることに伴い増加する経費については、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）に則り、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(注 5) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係所管をベースとした調整を行うこととする。その他、その他の基準の合計額が変わらないものとして、財務大臣が認める場合には、各省大臣間でその他の基準の額の調整をすることができる。

(注 6) ①に規定する義務的経費（①(注 3)の規定に基づき加減算が認められている経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）及び②に規定する国家機関費等並びに③に規定するその他の経費（③(注 2)の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。）の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

(6) 東日本大震災からの復興対策に係る経費

各省大臣は、東日本大震災からの復興対策に係る経費については、復興特別会計において、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に沿って、所要の額を要求する。

その際、各省大臣は、被災地の要望等を踏まえつつ、津波・地震被害や原子力災害からの復旧・復興に直結するものなど、真に必要な経費を要求する。

一般会計から復興特別会計への繰入については、財務大臣が、東日本大

震災からの復興のための財源を捻出するため、児童手当の見直しに係る歳出削減相当額（対平成 23 年度補正予算（第 1 号））、高速道路の無料化に係る歳出削減相当額（対平成 23 年度当初予算）及び給与改定臨時特例法に基づく国家公務員給与等の削減相当額等の合計額を要求することとする。

(7) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費

B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成 23 年 12 月 16 日法律第 126 号）等を踏まえ、所要の額を要求する。

(注) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

2. 特別重点要求及び重点要求

- (1) 各省大臣は、我が国経済社会の再生に向けた取組の一環として、「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業の分野に係るものについて、「特別重点要求」を行うことができる。本要求については、通常の要求とは別途管理する。
- (2) 各省大臣は、我が国経済社会の再生に向けた取組の一環として、上記特別重点要求のほか、「日本再生戦略」に関連する施策について、「重点要求」を行うことができる。本要求は、通常の要求とは別途管理する。
防衛・治安関連施策についても、これに準じた取扱いとする。
- (3) 各省大臣は、グリーン分野に係る特別重点要求額に 4 分の 1 を乗じた金額、ライフ・農林漁業分野に係る特別重点要求額に 2 分の 1 を乗じた金額及び重点要求額に 1.5 分の 1 を乗じた金額を合計した金額が、特別重点要求・重点要求可能額（前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と上記 1. (5)③に定める基礎額（その他の経費）との差額をいう。以下、同じ。）を超えない限り、「特別重点要求及び重点要求」を行うことができ

ることとする。

- (4) 各省大臣は、上記(1)ないし(3)に定める特別重点要求及び重点要求のほか、我が国経済社会の再生に向けた取組の一環として、「日本再生戦略」に関連する施策について、前年度当初予算における国家機関費等に相当する額と基礎額（国家機関費等）との差額の 1.2 倍の金額の範囲内で、「重点要求」することができる。

防衛・治安関連施策についても、これに準じた取扱いとする。

3. その他の予算編成過程検討事項

- (1) 新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程において検討することとする。
- (2) 「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づく新たなシステム導入に伴う経費等の平成 25 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。
- (3) また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）及び「平成 22 年 5 月 28 日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（平成 22 年 5 月 28 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 25 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程

において検討し、「歳出の大枠」の範囲内で必要な措置を講ずる。

- (4) 「平成24年人事院勧告」等については、今後の取扱い方針等に応じて、通常の実施の例により予算編成過程で検討し、その影響額を適切に反映する。

4. 要求期限等

上記による要求に当たっては、9月7日の期限（別途政令で規定）を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記1. (1)ないし(7)及び上記2. (1)ないし(4)に従って算出される額の範囲内とする。

(以上)